

令和7年度  
第3回恵庭市都市計画審議会

諮問事項

(2) 恵庭市立地適正化計画  
の原案について

# 恵庭市立地適正化計画 策定経緯

## ◆恵庭市都市計画審議会

令和7年 6月26日 報告：概要、現状と課題

令和7年11月20日 報告：素案

## ◆恵庭市立地適正化計画策定に係る有識者より意見を伺う会

令和7年 4月22日 議事：概要、現状と課題、基本的な方針

令和7年 7月29日 議事：居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設

令和7年 9月 4日 議事：防災指針、定量的な目標値と計画の評価

令和7年10月29日 議事：素案

令和8年 1月22日 議事：原案

## ◆市民説明会（4会場46名）

令和7年12月 8日 市民会館 24名

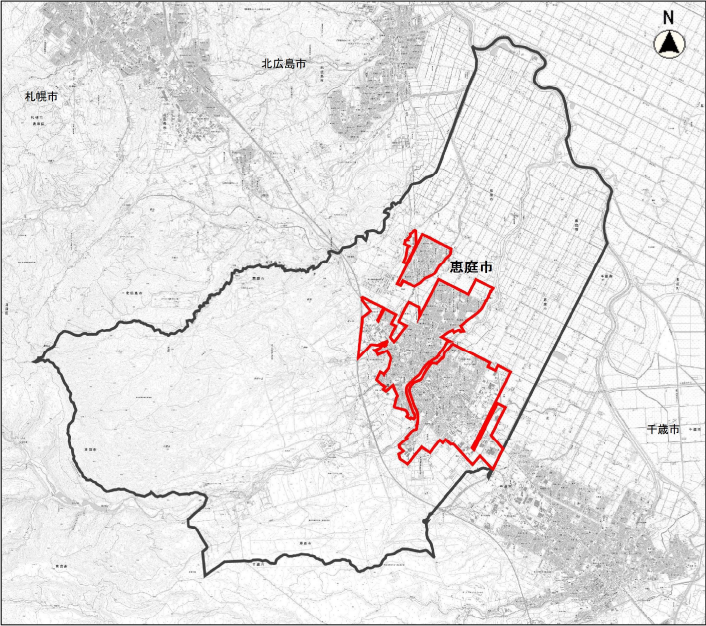
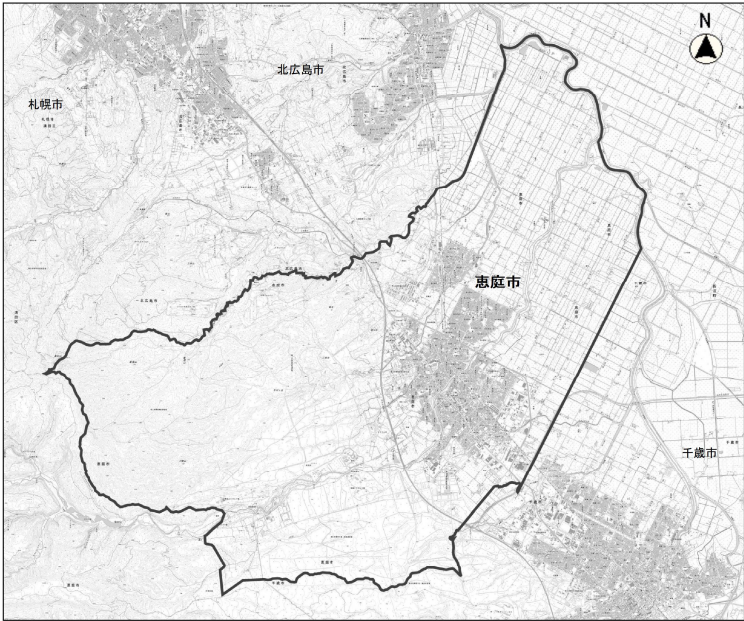
令和7年12月12日 恵み野会館 4名

令和7年12月15日 島松公民館 5名

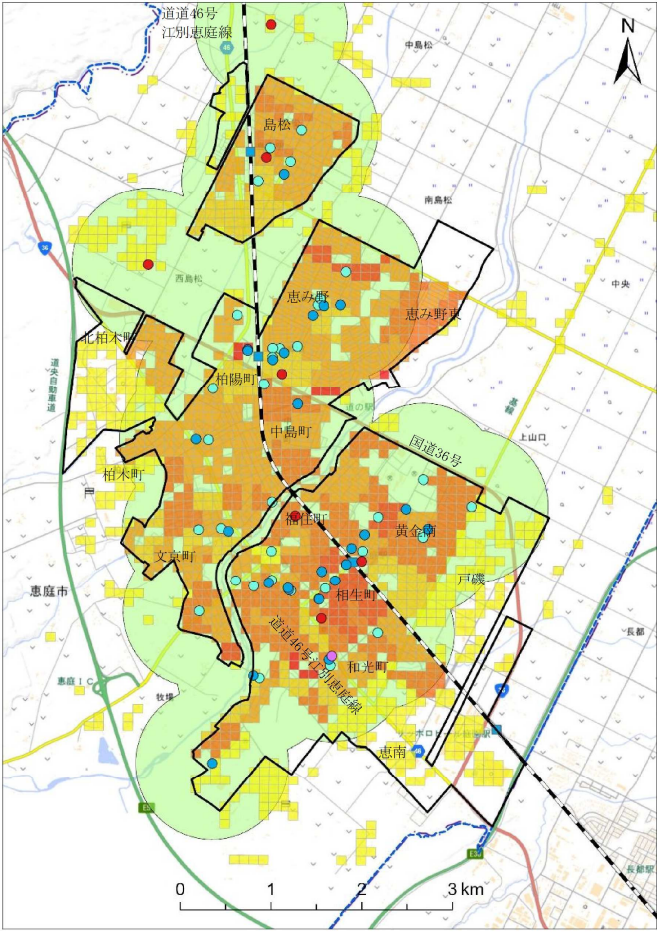
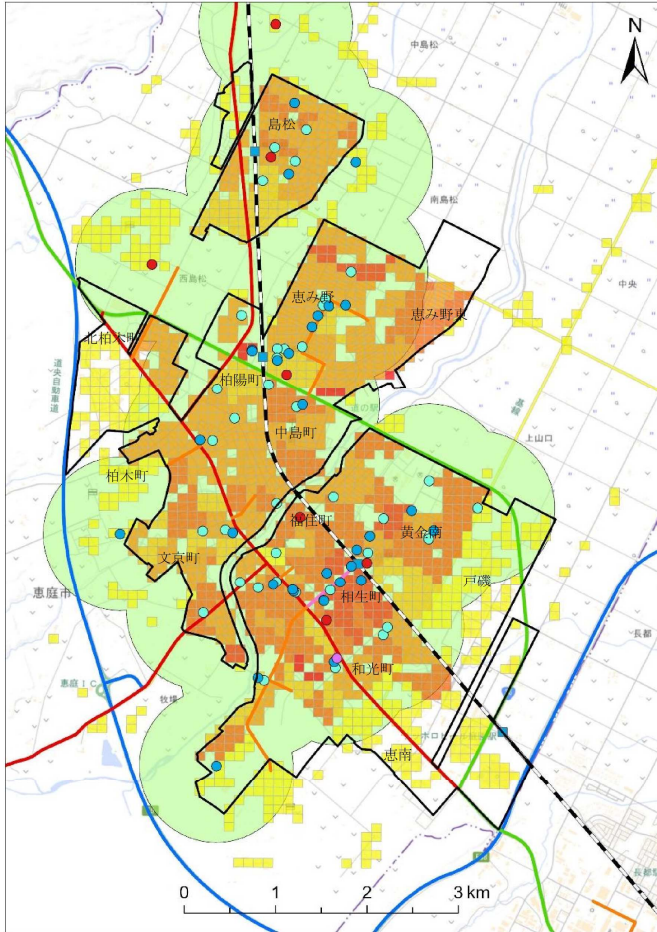
令和7年12月18日 えにあす 13名

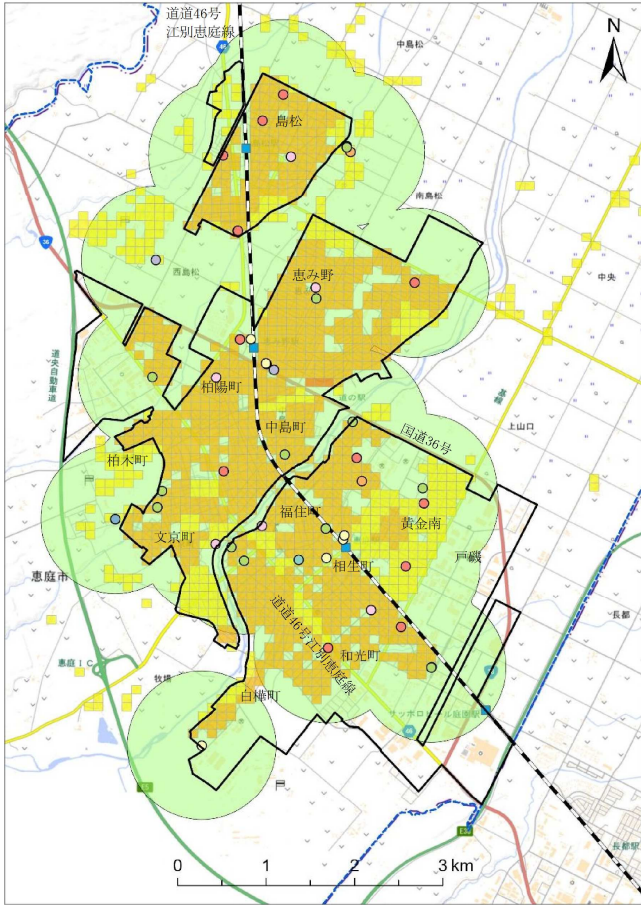
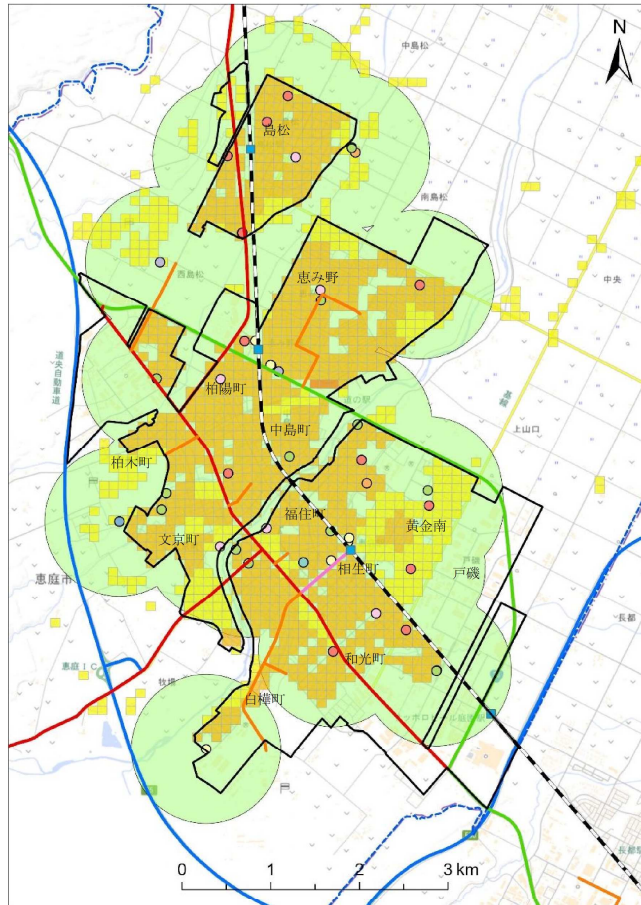
## ◆パブリックコメント（4名11項目）

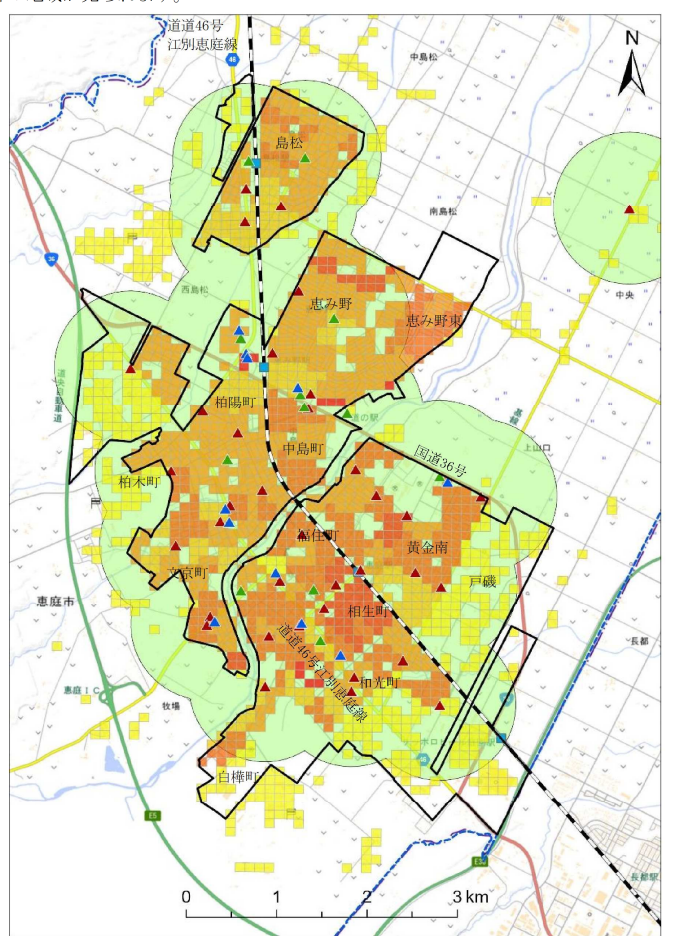
令和7年12月1日～令和8年1月5日

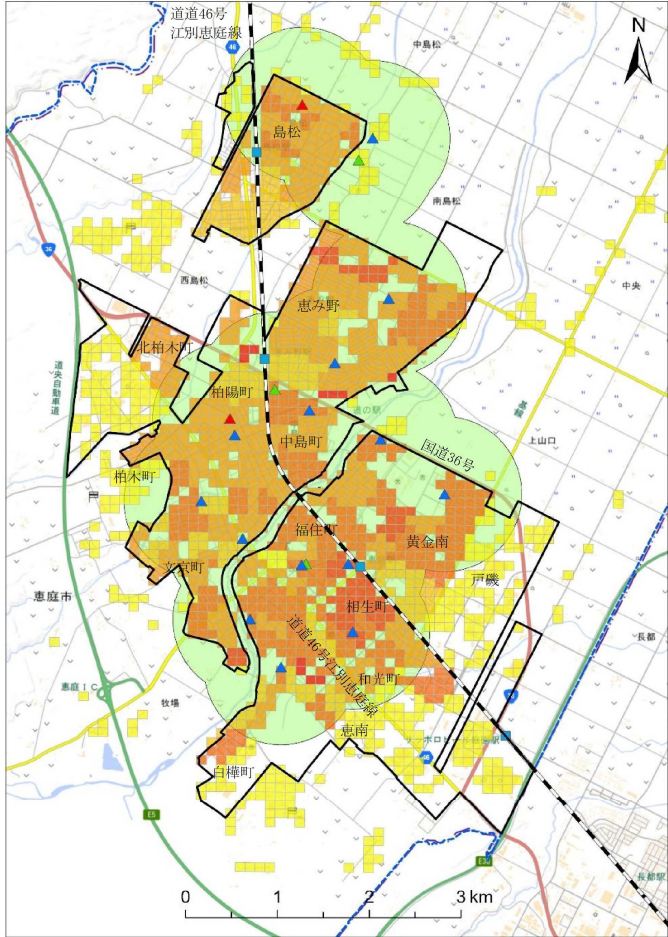
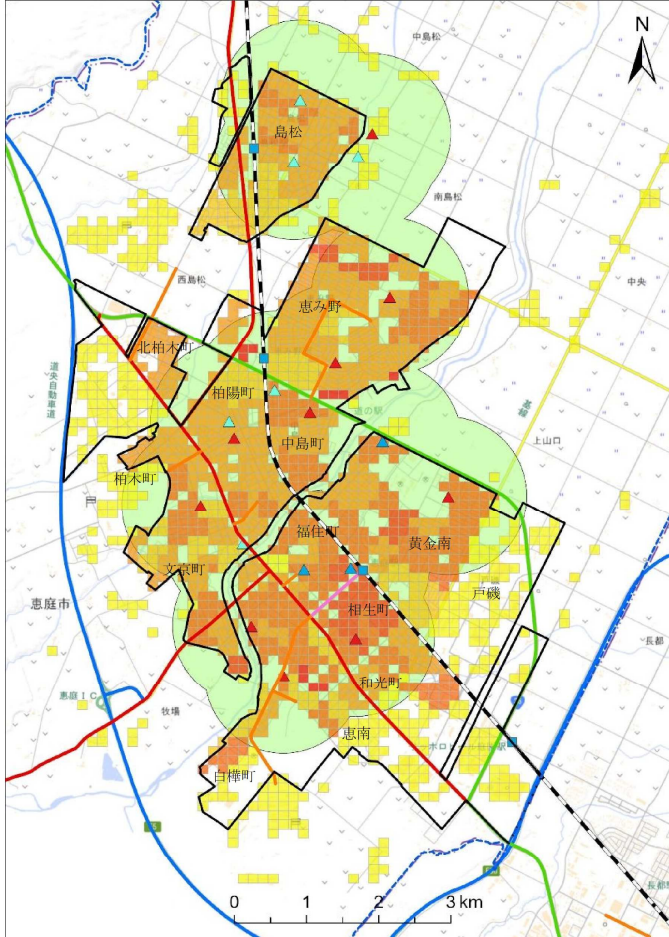
頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考
1-3	<p data-bbox="159 161 371 193"><b>第1章 はじめに</b></p> <p data-bbox="197 220 479 244"><b>4. 計画の対象区域と目標年次</b></p> <p data-bbox="219 256 900 296">本計画の対象区域は都市計画区域とし、目標年次は都市計画マスタープランの目標年である、令和22年(2040年)に設定します。</p> <div data-bbox="371 304 721 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象区域：都市計画区域内</li> <li>●目標年次：令和22年(2040年)</li> </ul> </div>  <p data-bbox="488 1031 607 1046">図 1.3 対象区域</p> <div data-bbox="728 1038 893 1091" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都市計画区域</li> <li>— 市街化区域</li> </ul> </div>	<p data-bbox="1104 161 1317 193"><b>第1章 はじめに</b></p> <p data-bbox="1133 213 1532 237"><b>4. 立地適正化計画の対象区域と目標年次</b></p> <p data-bbox="1155 250 1872 290">本計画の対象区域は都市計画区域とし、目標年次は都市計画マスタープランの目標年である、令和22年(2040年)に設定します。</p> <div data-bbox="1317 304 1682 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象区域：都市計画区域内</li> <li>●目標年次：令和22年(2040年)</li> </ul> </div>  <p data-bbox="1424 1026 1574 1042">図 1.3 都市計画区域</p>	<p>市街化区域を追加することで、都市計画区域との対比を示した</p>	

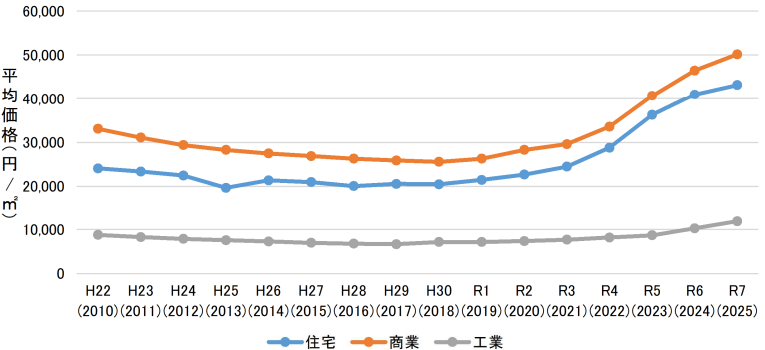
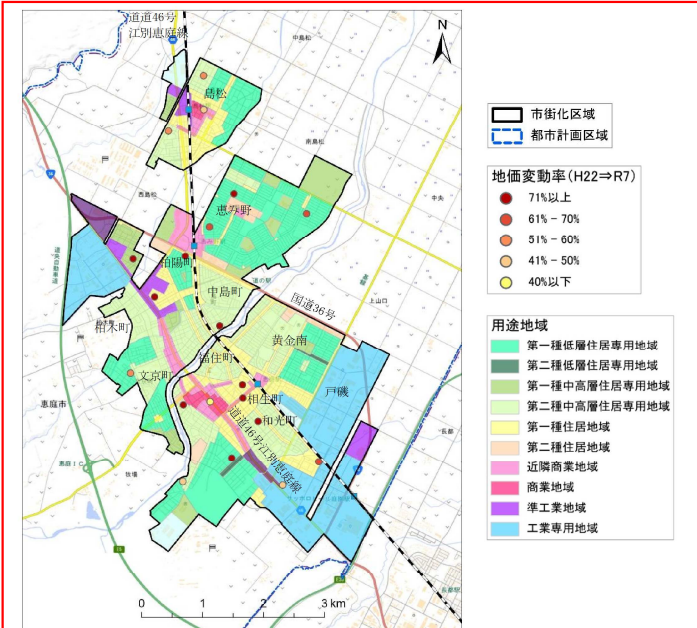
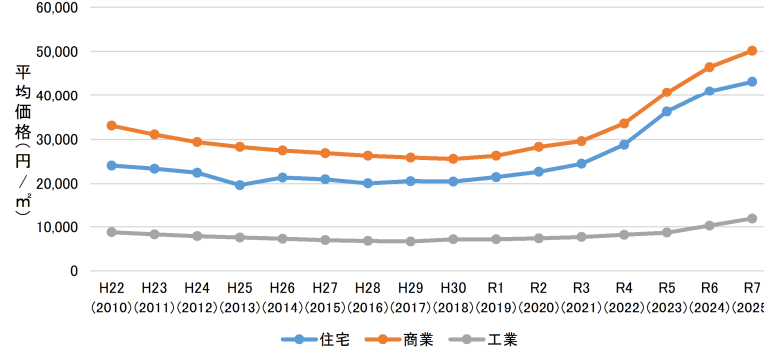
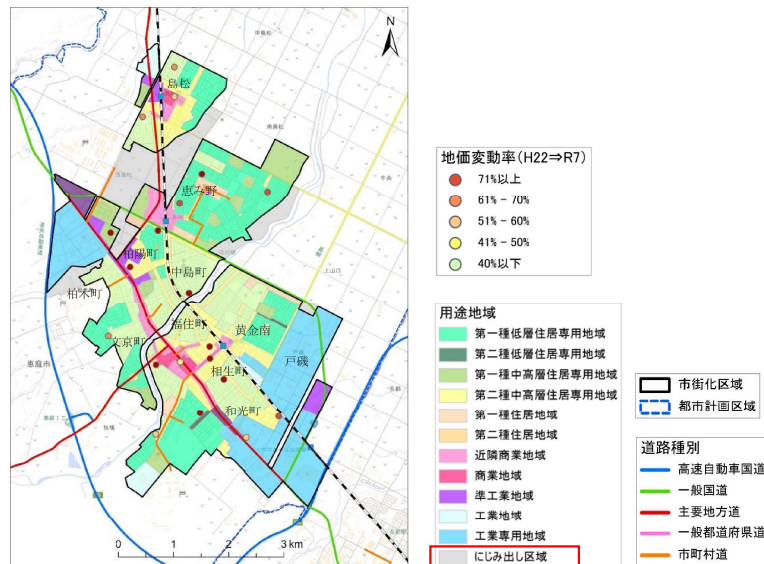
頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考																																																																																																																
2-3	<p><b>第2章 都市の現状と課題</b></p> <p><b>1. 人口動向</b></p> <p><b>(2) 将来人口の地域別推移</b></p> <p><b>3) 人口の推移</b></p> <p>令和 22 (2040) 年では、<u>近年開発が行われている地域に引き続き人口集中し、駅から離れた地域では、総じて人口の集積が低くなる見込みです。</u></p>	2-3	<p><b>第2章 都市の現状と課題</b></p> <p><b>1. 人口動向の整理</b></p> <p><b>(2) 将来人口の地域別推移</b></p> <p><b>3) 人口の推移</b></p> <p>令和 22 (2040) 年では、<u>恵庭駅周辺、有明町、恵み野東、恵み野里美で人口増加が見られます。駅から離れた地域では、総じて人口の集積が低くなる見込みです。</u></p>	文章修正																																																																																																																
2-14	<p><b>3. 都市交通</b></p> <p><b>(2) 公共交通の利用状況</b></p> <p><b>2) バスの利用と運行収支状況</b></p> <p>エコバスの利用者数は、年々増加傾向ですが、運行経費も増加傾向です。 運行は、<u>運行収入</u>の他、補助金や市の負担金で維持されており、収支率は横ばいで推移しています。</p> <p>表 2.2 恵庭市地域公共交通活性化協議会(エコバス事業)の収支率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>令和元年 (2019)</th> <th>令和2年 (2020)</th> <th>令和3年 (2021)</th> <th>令和4年 (2022)</th> <th>令和5年 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者</td> <td>人</td> <td>322,694</td> <td>256,129</td> <td>263,697</td> <td>318,254</td> <td>357,601</td> </tr> <tr> <td>運行収入</td> <td>円</td> <td>53,998,985</td> <td>42,978,313</td> <td>45,229,832</td> <td>51,435,463</td> <td>58,563,813</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>円</td> <td>5,149,000</td> <td>5,657,000</td> <td>5,657,000</td> <td>2,380,000</td> <td>1,780,000</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>円</td> <td>69,930,363</td> <td>81,381,349</td> <td>84,912,944</td> <td>89,531,465</td> <td>88,396,130</td> </tr> <tr> <td>運行経費</td> <td>円</td> <td>129,078,348</td> <td>130,016,662</td> <td>135,799,776</td> <td>143,346,928</td> <td>148,739,943</td> </tr> <tr> <td>収支率</td> <td>%</td> <td>41.8%</td> <td>33.1%</td> <td>33.3%</td> <td>35.9%</td> <td>39.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：恵庭市調べ</p> <p>令和3年までは委託費、令和4年以降は負担金          ・補助金：国庫補助金          ・負担金：市負担金          ・収支率：運行収入÷運行経費</p>		単位	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	利用者	人	322,694	256,129	263,697	318,254	357,601	運行収入	円	53,998,985	42,978,313	45,229,832	51,435,463	58,563,813	補助金	円	5,149,000	5,657,000	5,657,000	2,380,000	1,780,000	負担金	円	69,930,363	81,381,349	84,912,944	89,531,465	88,396,130	運行経費	円	129,078,348	130,016,662	135,799,776	143,346,928	148,739,943	収支率	%	41.8%	33.1%	33.3%	35.9%	39.4%	2-14	<p><b>3. 都市交通</b></p> <p><b>(2) 公共交通の利用状況</b></p> <p><b>2) バスの利用と運行収支状況</b></p> <p>エコバスの利用者数は、年々増加傾向ですが、運行経費も増加傾向です。 運行は、<u>運賃収入、広告収入</u>の他、補助金や市の負担金で維持されており、収支率は横ばいで推移しています。</p> <p>表 2.2 恵庭市地域公共交通活性化協議会(エコバス事業)の収支率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>令和元年 (2019)</th> <th>令和2年 (2020)</th> <th>令和3年 (2021)</th> <th>令和4年 (2022)</th> <th>令和5年 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者</td> <td>人</td> <td>322,694</td> <td>256,129</td> <td>263,697</td> <td>318,254</td> <td>357,601</td> </tr> <tr> <td>運賃収入</td> <td>円</td> <td>53,998,985</td> <td>42,967,313</td> <td>45,071,432</td> <td>51,277,063</td> <td>58,274,667</td> </tr> <tr> <td>広告収入</td> <td>円</td> <td>0</td> <td>11,000</td> <td>158,400</td> <td>158,400</td> <td>289,146</td> </tr> <tr> <td>運行収入</td> <td>円</td> <td>53,998,985</td> <td>42,978,313</td> <td>45,229,832</td> <td>51,435,463</td> <td>58,563,813</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>円</td> <td>5,149,000</td> <td>5,657,000</td> <td>5,657,000</td> <td>2,380,000</td> <td>1,780,000</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>円</td> <td>69,930,363</td> <td>81,381,349</td> <td>84,912,944</td> <td>89,531,465</td> <td>88,396,130</td> </tr> <tr> <td>運行経費</td> <td>円</td> <td>129,078,348</td> <td>130,016,662</td> <td>135,799,776</td> <td>143,346,928</td> <td>148,739,943</td> </tr> <tr> <td>収支率</td> <td>%</td> <td>41.8%</td> <td>33.1%</td> <td>33.3%</td> <td>35.9%</td> <td>39.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：恵庭市調べ</p> <p>令和3年までは委託費、令和4年以降は負担金          ・補助金：国庫補助金          ・負担金：市負担金          ・収支率：運行収入÷運行経費</p>		単位	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	利用者	人	322,694	256,129	263,697	318,254	357,601	運賃収入	円	53,998,985	42,967,313	45,071,432	51,277,063	58,274,667	広告収入	円	0	11,000	158,400	158,400	289,146	運行収入	円	53,998,985	42,978,313	45,229,832	51,435,463	58,563,813	補助金	円	5,149,000	5,657,000	5,657,000	2,380,000	1,780,000	負担金	円	69,930,363	81,381,349	84,912,944	89,531,465	88,396,130	運行経費	円	129,078,348	130,016,662	135,799,776	143,346,928	148,739,943	収支率	%	41.8%	33.1%	33.3%	35.9%	39.4%	表・文章の修正
	単位	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)																																																																																																														
利用者	人	322,694	256,129	263,697	318,254	357,601																																																																																																														
運行収入	円	53,998,985	42,978,313	45,229,832	51,435,463	58,563,813																																																																																																														
補助金	円	5,149,000	5,657,000	5,657,000	2,380,000	1,780,000																																																																																																														
負担金	円	69,930,363	81,381,349	84,912,944	89,531,465	88,396,130																																																																																																														
運行経費	円	129,078,348	130,016,662	135,799,776	143,346,928	148,739,943																																																																																																														
収支率	%	41.8%	33.1%	33.3%	35.9%	39.4%																																																																																																														
	単位	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)																																																																																																														
利用者	人	322,694	256,129	263,697	318,254	357,601																																																																																																														
運賃収入	円	53,998,985	42,967,313	45,071,432	51,277,063	58,274,667																																																																																																														
広告収入	円	0	11,000	158,400	158,400	289,146																																																																																																														
運行収入	円	53,998,985	42,978,313	45,229,832	51,435,463	58,563,813																																																																																																														
補助金	円	5,149,000	5,657,000	5,657,000	2,380,000	1,780,000																																																																																																														
負担金	円	69,930,363	81,381,349	84,912,944	89,531,465	88,396,130																																																																																																														
運行経費	円	129,078,348	130,016,662	135,799,776	143,346,928	148,739,943																																																																																																														
収支率	%	41.8%	33.1%	33.3%	35.9%	39.4%																																																																																																														

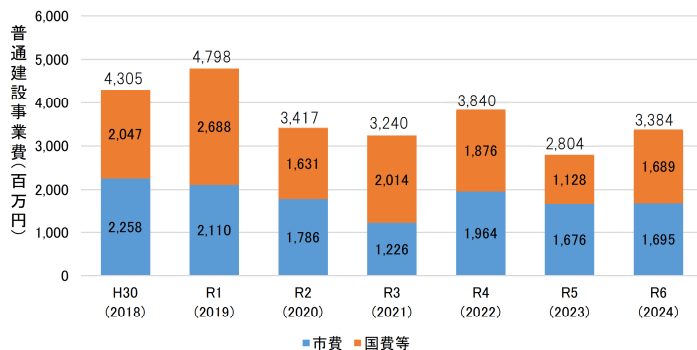
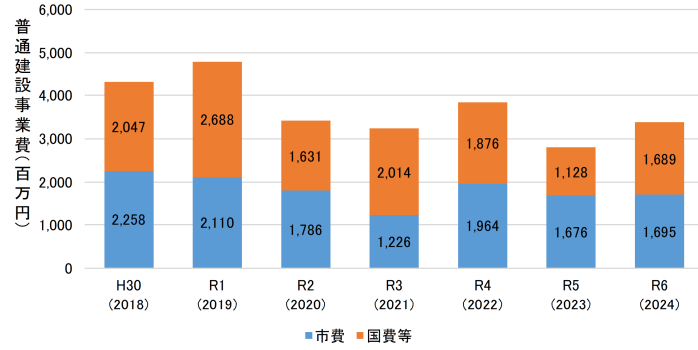
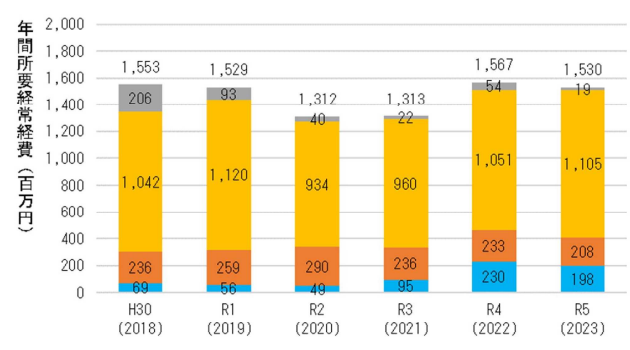
頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考
2-15	<p><b>4. 都市機能</b></p> <p><b>(1) 医療施設</b></p> <p>市内には病院が7箇所、診療所が28箇所、歯科診療所が34箇所立地しています。駅周辺への立地が多く、市街化区域外の立地も見られます。恵み野東や北柏木町、恵南等では徒歩サービス圏外の地域が見られます。</p>  <p> <b>医療機関</b>  <span style="color:red">●</span> 病院  <span style="color:blue">●</span> 診療所  <span style="color:green">○</span> 歯科診療所  <span style="color:purple">●</span> 診療所(産婦人科)         </p> <p> <b>サービス圏域</b>  <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">R=800m</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市街化区域</span>  <span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">都市計画区域</span> </p> <p> <b>総人口(人)</b>  <span style="background-color:red; width:10px; height:10px; display:inline-block;"></span> 101以上  <span style="background-color:orange; width:10px; height:10px; display:inline-block;"></span> 81 - 100  <span style="background-color:yellow-orange; width:10px; height:10px; display:inline-block;"></span> 61 - 80  <span style="background-color:yellow; width:10px; height:10px; display:inline-block;"></span> 41 - 60  <span style="background-color:lightyellow; width:10px; height:10px; display:inline-block;"></span> 21 - 40  <span style="background-color:lightgreen; width:10px; height:10px; display:inline-block;"></span> 20以下         </p>	<p><b>4. 都市機能の現状の整理</b></p> <p><b>(1) 医療施設</b></p> <p>市内には病院が4箇所、診療所が44箇所、歯科診療所が38箇所立地しています。駅周辺への立地が多く、市街化区域外の立地も見られます。恵み野東や北柏木町、恵南等では徒歩サービス圏外の地域が見られます。</p>  <p> <b>医療機関</b>  <span style="color:red">●</span> 病院  <span style="color:blue">●</span> 診療所  <span style="color:green">○</span> 歯科診療所  <span style="color:purple">●</span> 診療所(産婦人科)         </p> <p> <b>道路種別</b>  <span style="color:blue">—</span> 高速自動車国道  <span style="color:green">—</span> 一般国道  <span style="color:red">—</span> 主要地方道  <span style="color:magenta">—</span> 一般都道府県道  <span style="color:orange">—</span> 市町村道         </p> <p> <b>サービス圏域</b>  <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">R=800m</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市街化区域</span>  <span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">都市計画区域</span> </p> <p> <b>R2総人口(人)</b>  <span style="background-color:red; width:10px; height:10px; display:inline-block;"></span> 101以上  <span style="background-color:orange; width:10px; height:10px; display:inline-block;"></span> 81 - 100  <span style="background-color:yellow-orange; width:10px; height:10px; display:inline-block;"></span> 61 - 80  <span style="background-color:yellow; width:10px; height:10px; display:inline-block;"></span> 41 - 60  <span style="background-color:lightyellow; width:10px; height:10px; display:inline-block;"></span> 21 - 40  <span style="background-color:lightgreen; width:10px; height:10px; display:inline-block;"></span> 20以下         </p>	<p>施設数の修正 図の修正</p>	

頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考
2-16	<p><b>(2) 高齢者福祉施設</b></p> <p>高齢者福祉施設は、<u>市内に49箇所立地しており、市街化区域内に広く分布しています。</u></p>  <p><b>高齢者福祉施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センター</li> <li>● 入所介護施設(サ高住)</li> <li>● 入所介護施設(介護老人保健施設)</li> <li>● 入所介護施設(グループホーム)</li> <li>● 入所介護施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>● 入所介護施設(有料老人ホーム)</li> <li>● 老人デイサービスセンター</li> <li>● 憩の家(老人福祉法第133号)</li> </ul> <p><b>サービス圏域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ R=800m</li> <li>■ 市街化区域</li> <li>■ 都市計画区域</li> </ul> <p><b>高齢者人口(人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 70以上</li> <li>■ 51 - 70</li> <li>■ 31 - 50</li> <li>■ 11 - 30</li> <li>■ 10以下</li> </ul>	<p><b>(2) 高齢者福祉施設</b></p> <p>高齢者福祉施設は、市内に50箇所立地しています。<u>市街化区域内に広く分布していますが、白樺町で一部徒歩サービス圏外の地域があります。</u></p>  <p><b>高齢者福祉施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センター</li> <li>● 入所介護施設(サ高住)</li> <li>● 入所介護施設(介護老人保健施設)</li> <li>● 入所介護施設(グループホーム)</li> <li>● 入所介護施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>● 入所介護施設(有料老人ホーム)</li> <li>● 老人デイサービスセンター</li> <li>● 憩の家(老人福祉法第133号)</li> </ul> <p><b>サービス圏域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ R=800m</li> <li>■ 市街化区域</li> <li>■ 都市計画区域</li> </ul> <p><b>道路種別</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高速自動車国道</li> <li>■ 一般国道</li> <li>■ 主要地方道</li> <li>■ 一般都道府県道</li> <li>■ 市町村道</li> </ul> <p><b>R2年(65歳以上)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 31 - 50</li> <li>■ 11 - 30</li> <li>■ 10以下</li> </ul>	<p>施設数の修正</p> <p>文章の修正</p> <p>凡例の修正</p>	

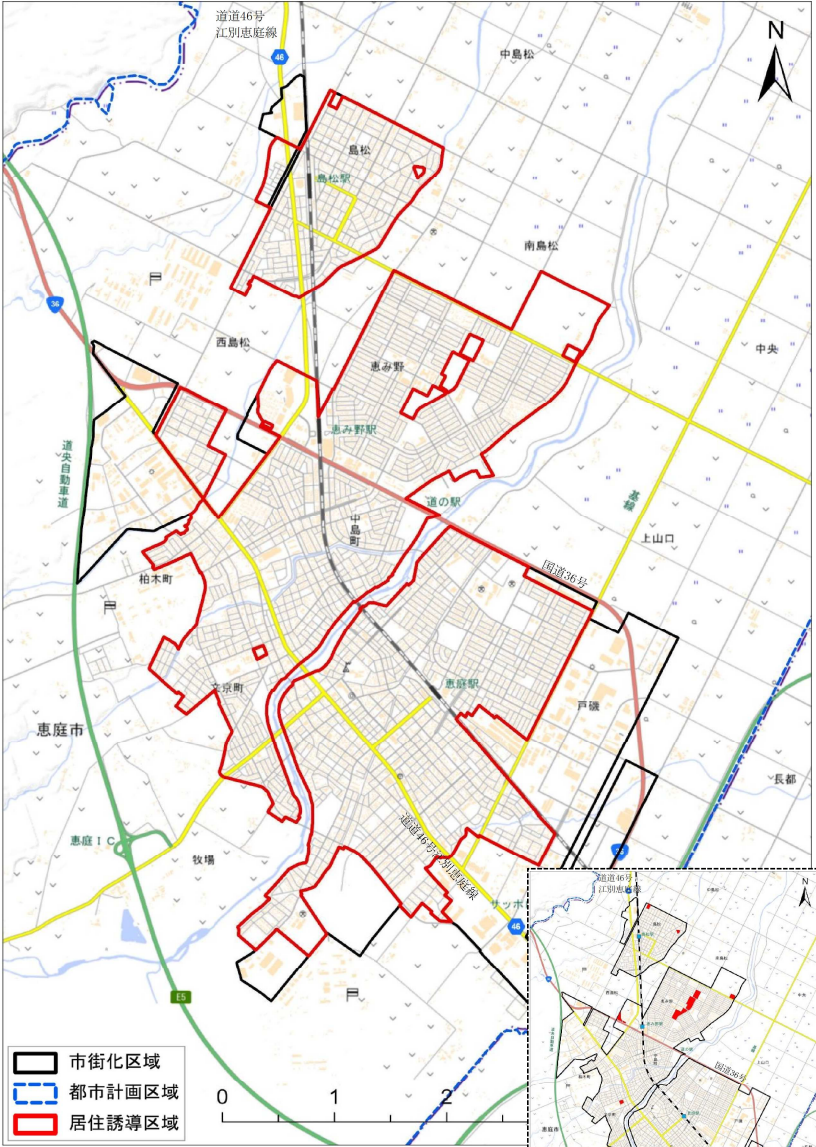
頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考
2-17	<p><b>(3) 商業施設</b></p> <p>市内にはスーパーが12箇所、コンビニエンスストアが36箇所、ドラッグストアが11箇所立地しています。いずれの立地も市街化区域内に広く分布していますが、恵み野東や白樺町等では徒歩サーブス圏外の地域が見られます。</p>  <div data-bbox="291 1292 806 1516"> <p><b>商業施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ スーパー</li> <li>▲ コンビニ</li> <li>▲ ドラッグストア</li> </ul> <p><b>サービス圏域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ R=800m</li> </ul> <p><b>市街化区域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市街化区域</li> <li>■ 都市計画区域</li> </ul> <p><b>総人口(人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 101以上</li> <li>■ 81-100</li> <li>■ 61-80</li> <li>■ 41-60</li> <li>■ 21-40</li> <li>■ 20以下</li> </ul> </div>	<p><b>(3) 商業施設</b></p> <p>市内にはスーパーが11箇所、コンビニエンスストアが37箇所、ドラッグストアが11箇所立地しています。いずれの立地も市街化区域内に広く分布していますが、恵み野東や白樺町等では徒歩サーブス圏外の地域が見られます。</p>  <div data-bbox="1120 1292 1881 1516"> <p><b>商業施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ スーパー</li> <li>▲ コンビニ</li> <li>▲ ドラッグストア</li> </ul> <p><b>道路種別</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高速自動車国道</li> <li>■ 一般国道</li> <li>■ 主要地方道</li> <li>■ 一般都道府県道</li> <li>■ 市町村道</li> </ul> <p><b>サービス圏域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ R=800m</li> </ul> <p><b>市街化区域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市街化区域</li> <li>■ 都市計画区域</li> </ul> <p><b>R2総人口(人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 101以上</li> <li>■ 81-100</li> <li>■ 61-80</li> <li>■ 41-60</li> <li>■ 21-40</li> <li>■ 20以下</li> </ul> </div>	<p>施設数の修正 図の修正</p>	

頁	新(原案)	旧(素案)	備考
2-18	<p><b>(4) 保育施設</b></p> <p>保育所や認定こども園等の保育施設は市内に20箇所立地しています。島松駅南側、北柏木町、白樺町、恵南が徒歩サービス圏外となっています。</p>  <div data-bbox="264 1289 840 1513"> <p><b>保育施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 保育所</li> <li>▲ 認定こども園</li> <li>▲ 地域型保育事業所</li> </ul> <p><b>サービス圏域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ R=800m</li> <li>■ 市街化区域</li> <li>■ 都市計画区域</li> </ul> <p><b>総人口(人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 101以上</li> <li>■ 81-100</li> <li>■ 61-80</li> <li>■ 41-60</li> <li>■ 21-40</li> <li>■ 20以下</li> </ul> </div>	<p><b>(4) 保育施設</b></p> <p>保育所や認定こども園等の保育施設は市内に20箇所立地しています。北柏木町、白樺町、恵南が徒歩サービス圏外となっています。</p>  <div data-bbox="1120 1289 1870 1513"> <p><b>道路種別</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高速自動車国道</li> <li>■ 一般国道</li> <li>■ 主要地方道</li> <li>■ 一般都道府県道</li> <li>■ 市町村道</li> </ul> <p><b>保育施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 幼稚園</li> <li>▲ 認定こども園</li> <li>▲ 保育園</li> </ul> <p><b>サービス圏域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ R=800m</li> <li>■ 市街化区域</li> <li>■ 都市計画区域</li> </ul> <p><b>R2総人口(人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 101以上</li> <li>■ 81-100</li> <li>■ 61-80</li> <li>■ 41-60</li> <li>■ 21-40</li> <li>■ 20以下</li> </ul> </div>	<p>施設位置の修正</p> <p>図・文章の修正</p>

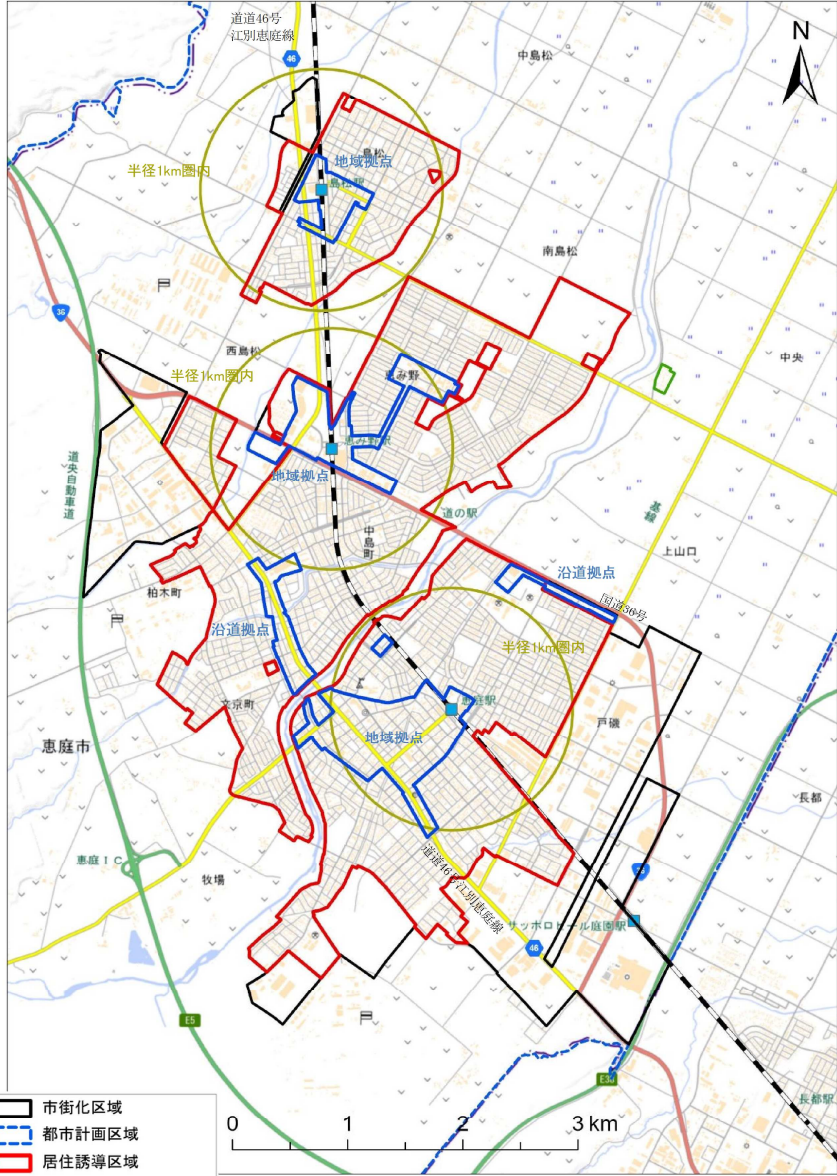
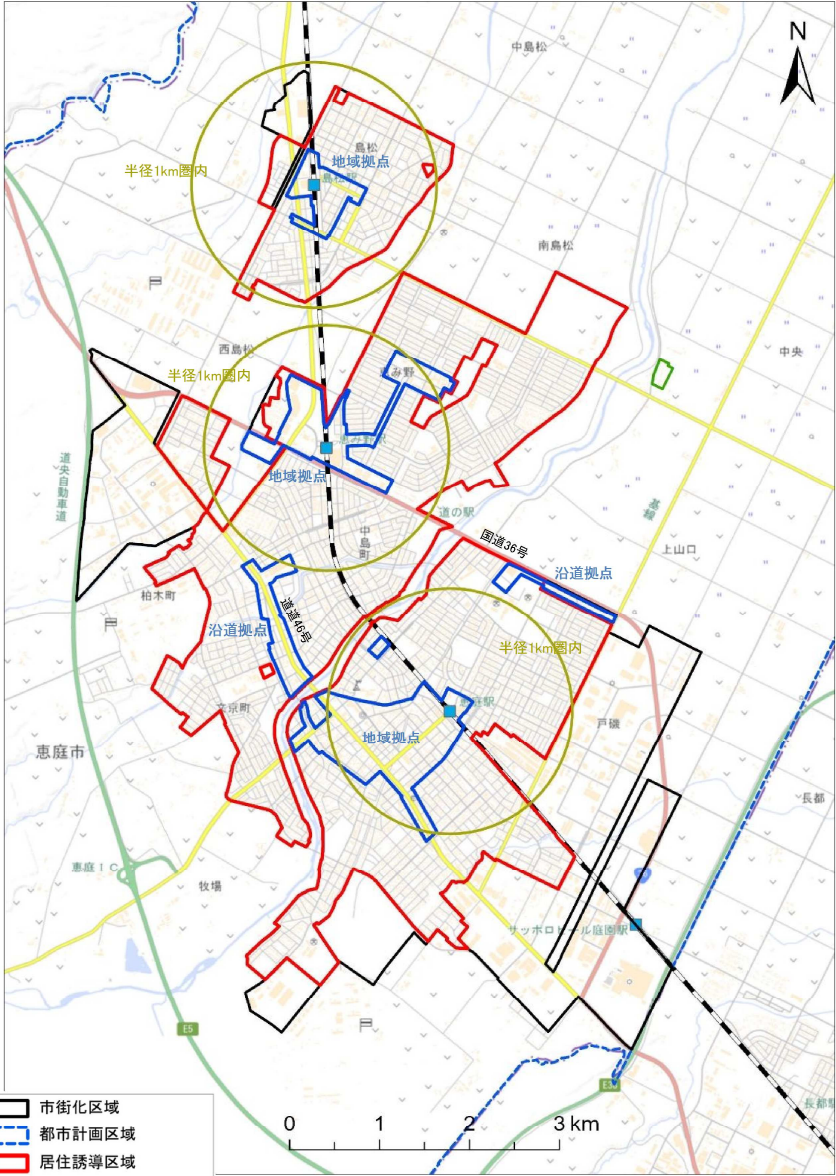
頁	新(原案)	旧(素案)	備考
2-27	<p><b>7. 経済・財政・地価</b></p> <p><b>(1) 地価の推移</b></p> <p>本市の市街化区域における地価推移は平成 22 (2010) 年から減少傾向にありましたが、平成 31 (2019) 年以降上昇傾向にあり、特に令和 4 (2022) 年以降は住宅、商業系が大きく伸びています。</p>  <p>図 2.2.5 用途別平均地価の推移 出典：地価公示(平成22年-令和7年)</p>  <p>図 2.2.6 地価調査地点 出典：国土地理院/国土数値情報 地価公示データ(平成22年・令和7年)</p>	<p><b>7. 経済・財政・地価</b></p> <p><b>(1) 地価の推移</b></p> <p>本市の市街化区域における地価推移は平成 22 (2010) 年から減少傾向にありましたが、平成 31 (2019) 年以降上昇傾向にあり、特に令和 4 (2022) 年以降は住宅、商業系が大きく伸びています。</p>  <p>図 2.2.5 用途別平均地価の推移 出典：地価公示(平成22年-令和7年)</p>  <p>図 2.2.6 地価調査地点 出典：国土地理院/国土数値情報 地価公示データ(平成22年・令和7年)</p>	<p>図の修正</p>

頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考
	<p><b>7. 経済・財政・地価</b></p> <p><b>(4) 公共施設にかかる費用</b></p> <p>公共施設整備には、過去7年間(2018年～2024年度)で、平均約36億8400円の費用を掛けており、令和2年から横ばいで推移しています。</p>  <p>図 2.3.1 公共施設の整備費用</p> <p>出典：地方財政状況調査</p>	<p><b>7. 経済・財政・地価</b></p> <p><b>(4) 公共施設にかかる費用</b></p> <p>公共施設には、過去7年間(2018年～2024年度)で、平均約36億8400円の費用を掛けてきています。</p>  <p>図 2.3.1 これまで公共施設に掛けてきた費用の整理</p> <p>出典：地方財政状況調査 平成30年度～令和5年度</p>		
2-27	<p>公共施設維持管理には、過去6年間(2018年～2023年度)で、平均約14億6700円の費用を掛けており、横ばいで推移しています。</p>  <p>図 2.3.2 公共施設の維持管理費用</p> <p>出典：地方財政状況調査</p>	2-27	<p>文章追加</p> <p>公共施設の維持管理費用を追加</p>	































頁	新 (原 案)	頁	旧 (素 案)	備 考
4-1	<p><b>第4章 居住誘導区域</b></p> <p><b>1. 基本的な考え方</b></p> <p>居住誘導区域は、人口減少下においても一定のエリアで人口密度を維持し、都市機能やコミュニティを持続的に確保するために、居住を誘導すべき区域です。</p> <p>本市ではこれまで、駅周辺など既存インフラが集積する地域への居住を促すコンパクトなまちづくりを推進してきました。その結果、医療・福祉・商業・子育てなど主要な生活サービス施設が概ね徒歩圏内に配置され、既存市街地では将来的にも一定の人口密度が確保される見込みとなっており、都市機能の集約が進んでいます。</p> <p>居住誘導区域の設定にあたっては、長期的な地区別人口見通しを踏まえ、区域の過度な拡大を避け、将来の人口規模に見合った適切な範囲とすることを基本とするとともに、法令等により設定が認められない区域については適切に対応します。</p> <p>本市では、こうした考え方のもと、人口動向、土地利用、公共交通、財政状況、災害リスクなどの都市全体の現状と将来見通しを総合的に勘案し、居住誘導区域を設定します。</p> <p>その上で、区域内外を通じて良好な居住環境を確保し、公共投資や公共公益施設の維持・運営などの都市経営が効率的に行われるよう取り組んでいきます。</p> <p><b>2. 居住誘導区域の設定</b></p> <p>居住誘導区域は、既存の市街化区域を基本に設定します。この区域は、これまでのコンパクトなまちづくりの施策により、都市機能の集約が進んでおり、既にインフラ（上下水道や道路など）が整備され、広域的な観点で効率的な維持管理が可能であるためです。居住誘導により、人口密度を維持し、持続的なコミュニティ形成とバランスの取れた居住環境を確保します。</p> <p>さらに、周辺環境の変化に伴う地価上昇や住宅需要の高まりといった現状を踏まえ、市の新たな方針に基づき新市街地が整備される場合には、居住誘導区域への追加設定を検討します。検討時には、既存市街地との連続性を考慮し、市全体としてコンパクトな都市構造が維持可能と判断される場合に限り追加設定を行います。</p> <p><b>3. 居住誘導区域に含まない区域</b></p> <p>居住誘導区域に含めてはならない区域が法令で定められていることに留意するとともに、用途地域や地区計画等で居住に適さないエリアに指定されている区域については、居住誘導区域に定めません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>居住誘導区域に含まない区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>市街化調整区域</li> <li><input type="checkbox"/>土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）</li> <li><input type="checkbox"/>地区計画で居住を制限している区域</li> <li><input type="checkbox"/>工業専用地域、工業地域、特別工業地区（第一種、第三種）</li> <li><input type="checkbox"/>環境保全地区<sup>*1</sup></li> <li><input type="checkbox"/>総合公園</li> </ul> </div> <p><small>*1環境保全地区：北海道自然環境等保全条例指定の環境緑地保護地区および、恵庭市水と緑のまちづくり推進条例指定の自然環境保全地区</small></p>	<p><b>第4章 居住誘導区域の設定</b></p> <p><b>1. 基本的な考え方</b></p> <p>居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。</p> <p>区域の設定にあたっては、長期的な地区別人口見通しを踏まえ、居住誘導区域を過度に広く設定しないことを基本とします。また、法令等により居住誘導区域として定めることができない区域があるため、これに適切に対応します。</p> <p>本市では、これらの考え方に基づき、都市全体における人口動向、土地利用、公共交通、財政状況、災害リスクなどの現状と将来見通しを総合的に勘案し、居住誘導区域を設定します。</p> <p>その上で、区域内外を通じて良好な居住環境を確保し、公共投資や公共公益施設の維持・運営などの都市経営が効率的に行われるよう取り組みます。</p> <p><b>2. 居住誘導区域の設定</b></p> <p>居住誘導区域は、既存の市街化区域を基本に設定します。この区域は、既にインフラ（上下水道や道路など）が整備され、広域的な観点で効率的な維持管理が可能であるためです。居住誘導により、人口密度を維持し、持続的なコミュニティ形成とバランスの取れた居住環境を確保します。</p> <p>さらに、周辺環境の変化に伴う地価上昇や住宅需要の高まりといった現状を踏まえ、市の新たな方針に基づき新市街地が整備される場合には、居住誘導区域への追加設定を検討します。検討時には、既存市街地との連続性を考慮し、市全体としてコンパクトな都市構造が維持可能と判断される場合に限り追加設定を行います。</p> <p><b>3. 居住誘導区域に含まない区域</b></p> <p>居住誘導区域に含めてはならない区域が法令で定められていることに留意するとともに、用途地域や地区計画等で居住に適さないエリアに指定されている区域については、居住誘導区域に定めません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>居住誘導区域に含まない区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>市街化調整区域</li> <li><input type="checkbox"/>土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）</li> <li><input type="checkbox"/>地区計画で居住を制限している区域</li> <li><input type="checkbox"/>工業専用地域、工業地域、特別工業地区（第一種、第三種）</li> <li><input type="checkbox"/>環境緑地保護区域</li> <li><input type="checkbox"/>総合公園</li> </ul> </div>	<p>文章の修正</p>	

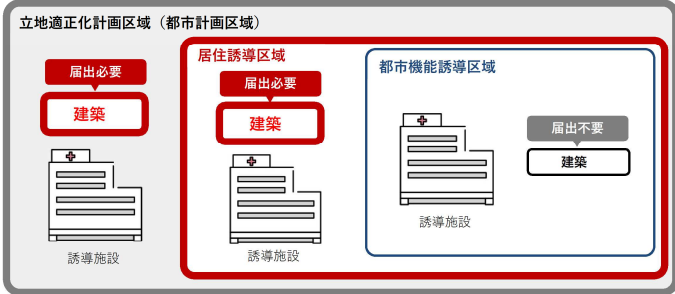
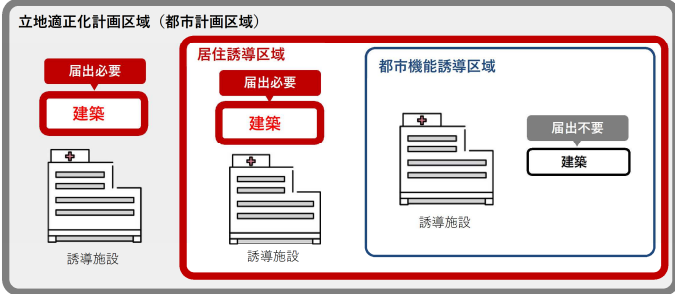
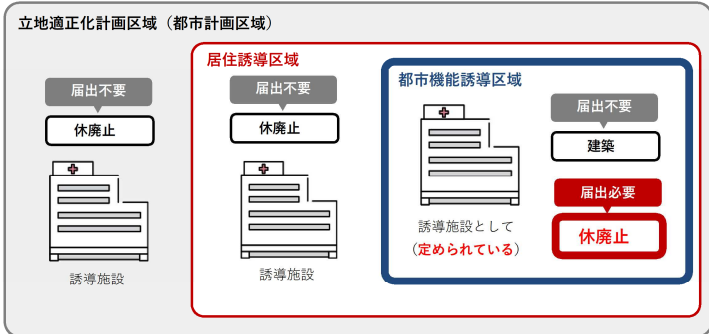
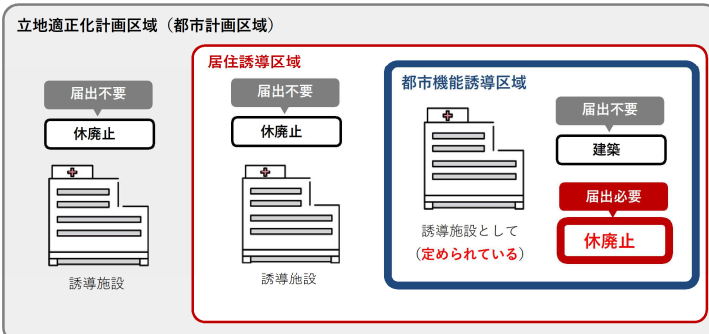
頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考
	<p>●居住誘導区域</p>  <p>図 4.2 居住誘導区域</p>	<p>●居住誘導区域の設定</p>  <p>図 4.2 居住誘導区域</p>		
<p>4-2 4-3</p>			<p>居住誘導区域の修正</p> <p>※環境保全地区、総合公園の区域精査による</p>	

頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考
5-1	<p><b>第5章 都市機能誘導区域</b></p> <p><b>1. 基本的な考え方</b></p> <p>都市機能誘導区域は、<u>公共交通の利便性を向上させ、都市全体の機能集約を目的として設定します。</u>具体的には、鉄道駅周辺で業務・商業機能が充実している区域や、周辺からの交通アクセスが良好な区域を都市の拠点として位置付けます。</p> <p>本市では、これらの基準を満たす区域として、<u>公共交通によるアクセスが良好で、徒歩による日常的な利便性が確保されている</u>J R 3 駅周辺を核とする「<u>地域拠点区域</u>」および、<u>主要幹線道路沿いで自動車交通や路線バスの利便性が高く、市外からの交流・集客や生活サービス機能が集積する「沿道拠点区域」の2種類を設定します。</u>これらは、<u>既存の土地利用状況を考慮して区域を設定し、機能の誘導・維持を推進します。</u></p> <p><b>2. 都市機能誘導区域の設定</b></p> <p><b>(1) 地域拠点区域</b></p> <p>恵庭市都市計画マスタープランにおける「恵庭型コンパクトシティ」の核である、恵庭・島松・恵み野のJ R 3 駅周辺を対象地域とし、徒歩で暮らせる生活圏を実現するため、公共交通の利便性を最大限に活用し、多様な都市機能を集積させた「<u>地域拠点区域</u>」を設定します。</p> <p>この区域は、駅を中心とした徒歩圏域内に、商業、行政サービス、医療、福祉などの日常生活に必要な機能を複合的に集積させ、<u>特に医療や高齢者等の生活支援機能の充実を図ります。</u>さらに、<u>公共交通の利便性を活かし、市内全域からのアクセスが容易となるよう誘導を進めます。</u></p> <p>また、市民が将来にわたり24時間体制で救急医療を受けられるよう、二次救急医療機関が立地する区域は「<u>地域拠点区域</u>」の一部として位置づけ、その機能の維持を重点的に推進します。</p> <p><b>(2) 沿道拠点区域</b></p> <p>千歳・苫小牧方面と札幌・北広島方面を結ぶ国道36号沿道は、恵庭市都市計画マスタープランで「<u>広域の交流軸</u>」と位置付けられる地区であり、周辺からの自動車交通を含むアクセス利便性が高く市外からの交流人口や観光客を呼び込む玄関口として、<u>地域経済を支える重要な役割を担っています。</u></p> <p>また、道道46号(旧国道36号)沿道は、歴史的に既存市街地の商業・サービス機能の集積地として、周辺住民の生活利便性を長年にわたり支えてきました。</p> <p>これらの主要幹線道路沿道のうち、J R 3 駅周辺の<u>地域拠点区域と重複しない商業・サービス機能の集積地を、広域からのアクセスや大型施設の立地を考慮し、都市機能を誘導・維持する区域として「沿道拠点区域」を設定します。</u></p> <p><b>●将来的な需要に対する考え方</b></p> <p>本市を取り巻く社会情勢の変化や、将来的な人口動態・土地利用の状況を踏まえ、計画的な新市街地の整備が必要となる区域については、都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、地域が担うべき機能に応じた開発となるよう、都市機能誘導区域への追加設定を検討します。</p> <p>検討にあたっては、人口増加やまちづくりの進捗が見込まれる地域において、無秩序な開発を抑制しつつ、将来的なまちの発展に資する基盤整備を誘導し、市全体として居住環境の質が確保されることを重視します。</p> <p>また、新市街地における生活利便施設の配置にあたっては、既存の地域拠点との関連やコンパクトシティの理念を踏まえ、住民ニーズに応じた適切な配置を検討します。</p>	<p><b>第5章 都市機能誘導区域の設定</b></p> <p><b>1. 基本的な考え方</b></p> <p>都市機能誘導区域は、都市全体の機能集約と、公共交通の利便性向上を目的に設定します。具体的には、鉄道駅周辺で業務・商業機能が充実している区域や、周辺からの交通アクセスが良好な区域を都市の拠点として位置付けます。</p> <p>本市では、これらの基準を満たす区域として、公共交通に加え、徒歩による日常利便性の確保を目的としたJ R 3 駅周辺を核とする「<u>地域拠点区域</u>」と、主要幹線道路沿いで自動車交通や路線バスの利便性が高く、市外からの交流・集客や生活サービス機能が集積する「<u>沿道拠点区域</u>」の2種類を、<u>既存の土地利用状況や商業業務施設が立地可能な用途地域を考慮して設定し、機能の誘導・維持を推進します。</u></p> <p><b>2. 都市機能誘導区域の設定</b></p> <p><b>(1) 地域拠点区域</b></p> <p>恵庭市都市計画マスタープランにおける「恵庭型コンパクトシティ」の核である、恵庭・島松・恵み野のJ R 3 駅周辺を対象地域とし、徒歩で暮らせる生活圏を実現するため、公共交通の利便性を最大限に活用し、多様な都市機能を集積させた「<u>地域拠点区域</u>」を設定します。</p> <p>この区域は、駅を中心とした徒歩圏域内に、商業、行政サービス、医療、福祉などの日常生活に必要な機能を複合的に集積させ、公共交通の利便性を活かして市内全域からのアクセスも容易にするよう誘導を図ります。</p> <p>さらに、市民が将来にわたり24時間体制で救急医療を受けられるよう、二次救急医療機関が立地する区域は「<u>地域拠点区域</u>」の一部として位置づけ、その機能の維持を重点的に推進します。</p> <p><b>(2) 沿道拠点区域</b></p> <p>千歳・苫小牧方面と札幌・北広島方面を結ぶ国道36号沿道は、恵庭市都市計画マスタープランで「<u>広域の交流軸</u>」と位置付けられる地区であり、周辺からの自動車交通を含むアクセス利便性が高く市外からの交流人口や観光客を呼び込む玄関口として、<u>地域経済を支える重要な役割を担っています。</u></p> <p>また、道道46号(旧国道36号)沿道は、歴史的に既存市街地の商業・サービス機能の集積地として、周辺住民の生活利便性を長年にわたり支えてきました。</p> <p>これらの主要幹線道路沿道のうち、J R 3 駅周辺の<u>地域拠点区域と重複しない商業・サービス機能の集積地を、広域からのアクセスや大型施設の立地を考慮し、都市機能を誘導・維持する区域として「沿道拠点区域」を設定します。</u></p> <p><b>●将来的な需要に対する考え方</b></p> <p>本市を取り巻く社会情勢の変化や、将来的な人口動態・土地利用の状況を踏まえ、計画的な新市街地の整備が必要となる区域については、都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、地域が担うべき機能に応じた開発となるよう、都市機能誘導区域への追加設定を検討します。</p> <p>検討にあたっては、人口増加やまちづくりの進捗が見込まれる地域において、無秩序な開発を抑制しつつ、将来的なまちの発展に資する基盤整備を誘導し、市全体として居住環境の質が確保されることを重視します。</p> <p>また、新市街地における生活利便施設の配置にあたっては、既存の地域拠点との関連やコンパクトシティの理念を踏まえ、住民ニーズに応じた適切な配置を検討します。</p>	文章の修正	

頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考
5-2	<p>●都市機能誘導区域</p>  <p>図 5.1 都市機能誘導区域</p> <p>出典：国土地理院</p>	 <p>図 5.1 都市機能誘導区域</p> <p>出典：国土地理院</p>	<p>居住誘導区域の修正</p> <p>※環境保全地区、総合公園の区域精査による</p>	

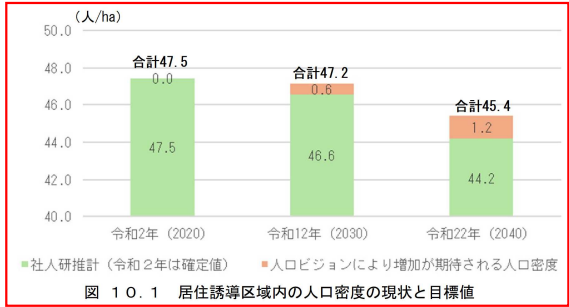
頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考																																																																																																																																																																																																																																																											
	<b>第6章 誘導施設</b>		<b>第6章 都市機能誘導施設の設定</b>																																																																																																																																																																																																																																																												
	表 6.1 誘導施設の設定		表 6.1 都市機能誘導施設の設定																																																																																																																																																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">分類</th> <th rowspan="3">施設</th> <th rowspan="3">定義</th> <th rowspan="3">設定の考え方</th> <th colspan="4">誘導施設方針</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="3">地域拠点</th> <th rowspan="2">沿道 拠点</th> </tr> <tr> <th>恵庭 駅</th> <th>恵み野 駅</th> <th>島松 駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療施設</td> <td>病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)</td> <td>・医療法第1条の5第1項に規定する施設(病床数20以上)</td> <td>・入院医療を提供できる病院が立地することで将来に渡り利便性と安心感を高め、定住促進に資する</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>精神科病院:×</td> </tr> <tr> <td>産婦人科</td> <td>・医療法第1条の5第2項に規定する施設</td> <td>・地域の出生数や妊娠・出産世代の流入・定住促進に資する</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高齢者福祉施設</td> <td>介護等相談施設</td> <td>・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設</td> <td>・高齢者が住み慣れた地域での生活継続を支援する</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>地域包括支援センター</td> </tr> <tr> <td>入所介護施設</td> <td>・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設</td> <td>・居住が主な機能であるものの、入居者の介護度が低く、生活利便施設との近接性が重要</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>サービス付高齢者住宅</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生涯学習施設</td> <td>図書館</td> <td>・図書館法第2条第1項に規定する施設</td> <td>・文化芸術振興や生涯学習等の推進に資する広域的な利用を前提とし、拠点地区における集客や定住の促進に資する</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化ホール等(市民会館)</td> <td>・ホール機能を有する文化施設</td> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会体育施設(総合体育館)</td> <td>・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法</td> <td>・広域的な利用を前提とした施設であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する ・屋内運動施設は防災拠点としての役割を付与している</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>屋外運動施設:× 学校内施設:×</td> </tr> <tr> <td>6-1</td> <td>6-3</td> <td>商業施設</td> <td>生鮮食品を扱う小売店舗(店舗面積3,000㎡超)</td> <td>・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡超の生鮮食品を扱う小売店舗</td> <td>・各拠点のにぎわい創出や買い物の場として必要</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>金融施設</td> <td>銀行、信用金庫、JAバンク</td> <td>・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設</td> <td>・地場産業・中小企業・農業への金融支援を担い、地域経済を支える</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>行政施設</td> <td>市役所本庁舎 その他の庁舎</td> <td>・地方自治法第4条第1項に規定する施設 ・地方自治法第155条第1項に規定する施設</td> <td>・基幹的な行政拠点であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する ・各地域の市民生活に対応する</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>活性化拠点施設</td> <td>複合施設 宿泊施設</td> <td>・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設 ・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、地域との交流機能や経済の活性化に資するもの</td> <td>・幅広い市民の利用を目的とし、都市や地域の活性化に資する ・地域との交流機能や地域経済の活性化に資する</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	施設	定義	設定の考え方	誘導施設方針				備考	地域拠点			沿道 拠点	恵庭 駅	恵み野 駅	島松 駅	医療施設	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	・医療法第1条の5第1項に規定する施設(病床数20以上)	・入院医療を提供できる病院が立地することで将来に渡り利便性と安心感を高め、定住促進に資する	○	○	○	×	×	精神科病院:×	産婦人科	・医療法第1条の5第2項に規定する施設	・地域の出生数や妊娠・出産世代の流入・定住促進に資する		●		×	×		高齢者福祉施設	介護等相談施設	・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	・高齢者が住み慣れた地域での生活継続を支援する	○	○	○	×	×	地域包括支援センター	入所介護施設	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設	・居住が主な機能であるものの、入居者の介護度が低く、生活利便施設との近接性が重要	○	○	●	×	×	サービス付高齢者住宅	生涯学習施設	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する施設	・文化芸術振興や生涯学習等の推進に資する広域的な利用を前提とし、拠点地区における集客や定住の促進に資する	○	○	○	×	×		文化ホール等(市民会館)	・ホール機能を有する文化施設		○	×	×	×	×		社会体育施設(総合体育館)	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法	・広域的な利用を前提とした施設であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する ・屋内運動施設は防災拠点としての役割を付与している	×	×	×	○	×	屋外運動施設:× 学校内施設:×	6-1	6-3	商業施設	生鮮食品を扱う小売店舗(店舗面積3,000㎡超)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡超の生鮮食品を扱う小売店舗	・各拠点のにぎわい創出や買い物の場として必要	○	○	○	○			金融施設	銀行、信用金庫、JAバンク	・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設	・地場産業・中小企業・農業への金融支援を担い、地域経済を支える	○	○	○	×	×			行政施設	市役所本庁舎 その他の庁舎	・地方自治法第4条第1項に規定する施設 ・地方自治法第155条第1項に規定する施設	・基幹的な行政拠点であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する ・各地域の市民生活に対応する	○	×	×	×	×			活性化拠点施設	複合施設 宿泊施設	・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設 ・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、地域との交流機能や経済の活性化に資するもの	・幅広い市民の利用を目的とし、都市や地域の活性化に資する ・地域との交流機能や地域経済の活性化に資する	○	○	●	×	×		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">分類</th> <th rowspan="3">施設</th> <th rowspan="3">定義</th> <th rowspan="3">設定の考え方</th> <th colspan="4">誘導施設方針</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="3">地域拠点</th> <th rowspan="2">沿道 拠点</th> </tr> <tr> <th>恵庭 駅</th> <th>恵み野 駅</th> <th>島松 駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療施設</td> <td>病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)</td> <td>・医療法第1条の5第1項に規定する施設(病床数20以上)</td> <td>・入院医療を提供できる病院が立地することで将来に渡り利便性と安心感を高め、定住促進に資する</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>精神科病院:×</td> </tr> <tr> <td>産婦人科</td> <td>・医療法第1条の5第2項に規定する施設</td> <td>・地域の出生数や妊娠・出産世代の流入・定住促進に資する</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高齢者福祉施設</td> <td>介護等相談施設</td> <td>・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設</td> <td>・高齢者が住み慣れた地域での生活継続を支援する</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>地域包括支援センター</td> </tr> <tr> <td>入所介護施設</td> <td>・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設</td> <td>・居住が主な機能であるものの、入居者の介護度が低く、生活利便施設との近接性が重要</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>サービス付高齢者住宅</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生涯学習施設</td> <td>図書館</td> <td>・図書館法第2条第1項に規定する施設</td> <td>・文化芸術振興や生涯学習等の推進に資する広域的な利用を前提とし、拠点地区における集客や定住の促進に資する</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化ホール等(市民会館)</td> <td>・ホール機能を有する文化施設</td> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会体育施設(体育館、水泳プール、運動場等)</td> <td>・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法</td> <td>・広域的な利用を前提とした施設であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する ・屋内運動施設は防災拠点としての役割を付与している</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>屋外運動施設:× 学校内施設:×</td> </tr> <tr> <td>6-1</td> <td>6-3</td> <td>商業施設</td> <td>生鮮食品を扱う小売店舗(店舗面積3,000㎡超)</td> <td>・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡超の生鮮食品を扱う小売店舗</td> <td>・各拠点のにぎわい創出や買い物の場として必要</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>金融施設</td> <td>銀行、信用金庫、JAバンク</td> <td>・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設</td> <td>・地場産業・中小企業・農業への金融支援を担い、地域経済を支える</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>行政施設</td> <td>市役所本庁舎 その他の庁舎</td> <td>・地方自治法第4条第1項に規定する施設 ・地方自治法第155条第1項に規定する施設</td> <td>・基幹的な行政拠点であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する ・各地域の市民生活に対応する</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>活性化拠点施設</td> <td>複合施設 宿泊施設</td> <td>・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設 ・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、地域との交流機能や経済の活性化に資するもの</td> <td>・幅広い市民の利用を目的とし、都市や地域の活性化に資する ・地域との交流機能や地域経済の活性化に資する</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	施設	定義	設定の考え方	誘導施設方針				備考	地域拠点			沿道 拠点	恵庭 駅	恵み野 駅	島松 駅	医療施設	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	・医療法第1条の5第1項に規定する施設(病床数20以上)	・入院医療を提供できる病院が立地することで将来に渡り利便性と安心感を高め、定住促進に資する	○	○	○	×	×	精神科病院:×	産婦人科	・医療法第1条の5第2項に規定する施設	・地域の出生数や妊娠・出産世代の流入・定住促進に資する		●		×	×		高齢者福祉施設	介護等相談施設	・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	・高齢者が住み慣れた地域での生活継続を支援する	○	○	○	×	×	地域包括支援センター	入所介護施設	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設	・居住が主な機能であるものの、入居者の介護度が低く、生活利便施設との近接性が重要	○	○	●	×	×	サービス付高齢者住宅	生涯学習施設	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する施設	・文化芸術振興や生涯学習等の推進に資する広域的な利用を前提とし、拠点地区における集客や定住の促進に資する	○	○	○	×	×		文化ホール等(市民会館)	・ホール機能を有する文化施設		○	×	×	×	×		社会体育施設(体育館、水泳プール、運動場等)	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法	・広域的な利用を前提とした施設であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する ・屋内運動施設は防災拠点としての役割を付与している	×	×	×	○	×	屋外運動施設:× 学校内施設:×	6-1	6-3	商業施設	生鮮食品を扱う小売店舗(店舗面積3,000㎡超)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡超の生鮮食品を扱う小売店舗	・各拠点のにぎわい創出や買い物の場として必要	○	○	○	○			金融施設	銀行、信用金庫、JAバンク	・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設	・地場産業・中小企業・農業への金融支援を担い、地域経済を支える	○	○	○	×	×			行政施設	市役所本庁舎 その他の庁舎	・地方自治法第4条第1項に規定する施設 ・地方自治法第155条第1項に規定する施設	・基幹的な行政拠点であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する ・各地域の市民生活に対応する	○	×	×	×	×			活性化拠点施設	複合施設 宿泊施設	・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設 ・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、地域との交流機能や経済の活性化に資するもの	・幅広い市民の利用を目的とし、都市や地域の活性化に資する ・地域との交流機能や地域経済の活性化に資する	○	○	●	×	×		<p>「都市機能誘導施設」を「誘導施設」に統一</p> <p>社会体育施設の例を総合体育館のみに修正</p>
分類	施設					定義	設定の考え方	誘導施設方針				備考																																																																																																																																																																																																																																																			
								地域拠点			沿道 拠点																																																																																																																																																																																																																																																				
		恵庭 駅	恵み野 駅	島松 駅																																																																																																																																																																																																																																																											
医療施設	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	・医療法第1条の5第1項に規定する施設(病床数20以上)	・入院医療を提供できる病院が立地することで将来に渡り利便性と安心感を高め、定住促進に資する	○	○	○	×	×	精神科病院:×																																																																																																																																																																																																																																																						
	産婦人科	・医療法第1条の5第2項に規定する施設	・地域の出生数や妊娠・出産世代の流入・定住促進に資する		●		×	×																																																																																																																																																																																																																																																							
高齢者福祉施設	介護等相談施設	・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	・高齢者が住み慣れた地域での生活継続を支援する	○	○	○	×	×	地域包括支援センター																																																																																																																																																																																																																																																						
	入所介護施設	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設	・居住が主な機能であるものの、入居者の介護度が低く、生活利便施設との近接性が重要	○	○	●	×	×	サービス付高齢者住宅																																																																																																																																																																																																																																																						
生涯学習施設	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する施設	・文化芸術振興や生涯学習等の推進に資する広域的な利用を前提とし、拠点地区における集客や定住の促進に資する	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																							
	文化ホール等(市民会館)	・ホール機能を有する文化施設		○	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																							
	社会体育施設(総合体育館)	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法	・広域的な利用を前提とした施設であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する ・屋内運動施設は防災拠点としての役割を付与している	×	×	×	○	×	屋外運動施設:× 学校内施設:×																																																																																																																																																																																																																																																						
6-1	6-3	商業施設	生鮮食品を扱う小売店舗(店舗面積3,000㎡超)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡超の生鮮食品を扱う小売店舗	・各拠点のにぎわい創出や買い物の場として必要	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	金融施設	銀行、信用金庫、JAバンク	・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設	・地場産業・中小企業・農業への金融支援を担い、地域経済を支える	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																						
	行政施設	市役所本庁舎 その他の庁舎	・地方自治法第4条第1項に規定する施設 ・地方自治法第155条第1項に規定する施設	・基幹的な行政拠点であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する ・各地域の市民生活に対応する	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																						
	活性化拠点施設	複合施設 宿泊施設	・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設 ・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、地域との交流機能や経済の活性化に資するもの	・幅広い市民の利用を目的とし、都市や地域の活性化に資する ・地域との交流機能や地域経済の活性化に資する	○	○	●	×	×																																																																																																																																																																																																																																																						
分類	施設	定義	設定の考え方	誘導施設方針				備考																																																																																																																																																																																																																																																							
				地域拠点			沿道 拠点																																																																																																																																																																																																																																																								
				恵庭 駅	恵み野 駅	島松 駅																																																																																																																																																																																																																																																									
医療施設	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	・医療法第1条の5第1項に規定する施設(病床数20以上)	・入院医療を提供できる病院が立地することで将来に渡り利便性と安心感を高め、定住促進に資する	○	○	○	×	×	精神科病院:×																																																																																																																																																																																																																																																						
	産婦人科	・医療法第1条の5第2項に規定する施設	・地域の出生数や妊娠・出産世代の流入・定住促進に資する		●		×	×																																																																																																																																																																																																																																																							
高齢者福祉施設	介護等相談施設	・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	・高齢者が住み慣れた地域での生活継続を支援する	○	○	○	×	×	地域包括支援センター																																																																																																																																																																																																																																																						
	入所介護施設	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設	・居住が主な機能であるものの、入居者の介護度が低く、生活利便施設との近接性が重要	○	○	●	×	×	サービス付高齢者住宅																																																																																																																																																																																																																																																						
生涯学習施設	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する施設	・文化芸術振興や生涯学習等の推進に資する広域的な利用を前提とし、拠点地区における集客や定住の促進に資する	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																							
	文化ホール等(市民会館)	・ホール機能を有する文化施設		○	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																							
	社会体育施設(体育館、水泳プール、運動場等)	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法	・広域的な利用を前提とした施設であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する ・屋内運動施設は防災拠点としての役割を付与している	×	×	×	○	×	屋外運動施設:× 学校内施設:×																																																																																																																																																																																																																																																						
6-1	6-3	商業施設	生鮮食品を扱う小売店舗(店舗面積3,000㎡超)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡超の生鮮食品を扱う小売店舗	・各拠点のにぎわい創出や買い物の場として必要	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	金融施設	銀行、信用金庫、JAバンク	・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設	・地場産業・中小企業・農業への金融支援を担い、地域経済を支える	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																						
	行政施設	市役所本庁舎 その他の庁舎	・地方自治法第4条第1項に規定する施設 ・地方自治法第155条第1項に規定する施設	・基幹的な行政拠点であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する ・各地域の市民生活に対応する	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																						
	活性化拠点施設	複合施設 宿泊施設	・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設 ・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、地域との交流機能や経済の活性化に資するもの	・幅広い市民の利用を目的とし、都市や地域の活性化に資する ・地域との交流機能や地域経済の活性化に資する	○	○	●	×	×																																																																																																																																																																																																																																																						
	凡例		凡例																																																																																																																																																																																																																																																												
	○ 都市機能誘導区域に立地し維持していく施設		○ 都市機能誘導区域に立地し維持していく施設																																																																																																																																																																																																																																																												
	● 都市機能誘導区域に今後誘導していく施設		● 都市機能誘導区域に今後誘導していく施設																																																																																																																																																																																																																																																												
	×	誘導施設に位置付けない施設	×	都市機能誘導施設に位置付けない施設																																																																																																																																																																																																																																																											

頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考																			
8-1	<p><b>第8章 届出制度</b></p> <p><b>1. 届出制度の概要</b></p> <p>都市再生特別措置法第88条、第108条、第108条の2の規定に基づき、都市機能誘導区域内・外、または居住誘導区域外で、以下の行為を行う場合は、原則として着手の30日前までに市長へ届出が必要となります。</p> <p>届出は、住宅の開発・建築や誘導施設の整備等を制限するものではありませんが、周辺地域への影響度合い等を加味し、市と協議調整が不調となった場合には、届出者へ勧告を行うことがあります。</p> <p><b>2. 居住誘導区域に関する届出</b></p> <p>(1) 居住誘導区域外で必要な届出</p> <p>居住誘導区域への住宅開発等を促進するため、届出制度を運用します。</p> <p><b>届出の対象となる行為</b></p> <table border="1" data-bbox="190 646 1008 1228"> <thead> <tr> <th>開発行為</th> <th>建築等行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示(3戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>戸建て 共同住宅・長屋</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示(3戸の建築行為)】</li> </ul>  <p>戸建て 共同住宅・長屋</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 【例示(1,300㎡、1戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>届出 必要</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1戸の建築行為 【例示(1戸の建築行為)】</li> </ul>  <p>届出 不要</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>800㎡、2戸の開発行為 【例示(800㎡、2戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>届出 不要</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例えば寄宿舎や有料老人ホーム等)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例えば寄宿舎や有料老人ホーム等)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合、人の居住の用に供する建築物として条例で定めた建物とする場合</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>図 8.1 居住誘導区域外の必要な届出</p>	開発行為	建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示(3戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>戸建て 共同住宅・長屋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示(3戸の建築行為)】</li> </ul>  <p>戸建て 共同住宅・長屋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 【例示(1,300㎡、1戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>届出 必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1戸の建築行為 【例示(1戸の建築行為)】</li> </ul>  <p>届出 不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>800㎡、2戸の開発行為 【例示(800㎡、2戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>届出 不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例えば寄宿舎や有料老人ホーム等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例えば寄宿舎や有料老人ホーム等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合、人の居住の用に供する建築物として条例で定めた建物とする場合</li> </ul>	<p><b>3. 居住誘導区域に関する届出</b></p> <p>(1) 居住誘導区域外で必要な届出</p> <p>居住誘導区域への住宅開発等を促進するため、届出制度を運用します。</p> <p><b>届出の対象となる行為</b></p> <table border="1" data-bbox="1142 646 1960 1228"> <thead> <tr> <th>開発行為</th> <th>建築等行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示(3戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>戸建て 共同住宅・長屋</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示(3戸の建築行為)】</li> </ul>  <p>戸建て 共同住宅・長屋</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 【例示(1,300㎡、1戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>届出 必要</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1戸の建築行為 【例示(1戸の建築行為)】</li> </ul>  <p>届出 不要</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>800㎡、2戸の開発行為 【例示(800㎡、2戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>届出 不要</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例えば寄宿舎や有料老人ホーム等)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例えば寄宿舎や有料老人ホーム等)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合、人の居住の用に供する建築物として条例で定めた建物とする場合</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>図 8.3 居住誘導区域外の必要な届出</p>	開発行為	建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示(3戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>戸建て 共同住宅・長屋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示(3戸の建築行為)】</li> </ul>  <p>戸建て 共同住宅・長屋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 【例示(1,300㎡、1戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>届出 必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1戸の建築行為 【例示(1戸の建築行為)】</li> </ul>  <p>届出 不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>800㎡、2戸の開発行為 【例示(800㎡、2戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>届出 不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例えば寄宿舎や有料老人ホーム等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例えば寄宿舎や有料老人ホーム等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合、人の居住の用に供する建築物として条例で定めた建物とする場合</li> </ul>	<p>居住誘導区域と都市機能誘導区域の節順を変更</p>
開発行為	建築等行為																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示(3戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>戸建て 共同住宅・長屋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示(3戸の建築行為)】</li> </ul>  <p>戸建て 共同住宅・長屋</p>																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 【例示(1,300㎡、1戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>届出 必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1戸の建築行為 【例示(1戸の建築行為)】</li> </ul>  <p>届出 不要</p>																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>800㎡、2戸の開発行為 【例示(800㎡、2戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>届出 不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例えば寄宿舎や有料老人ホーム等)</li> </ul>																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例えば寄宿舎や有料老人ホーム等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合、人の居住の用に供する建築物として条例で定めた建物とする場合</li> </ul>																						
開発行為	建築等行為																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示(3戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>戸建て 共同住宅・長屋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示(3戸の建築行為)】</li> </ul>  <p>戸建て 共同住宅・長屋</p>																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 【例示(1,300㎡、1戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>届出 必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1戸の建築行為 【例示(1戸の建築行為)】</li> </ul>  <p>届出 不要</p>																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>800㎡、2戸の開発行為 【例示(800㎡、2戸の開発行為)】</li> </ul>  <p>届出 不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例えば寄宿舎や有料老人ホーム等)</li> </ul>																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例えば寄宿舎や有料老人ホーム等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合、人の居住の用に供する建築物として条例で定めた建物とする場合</li> </ul>																						

頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考											
	<p><b>3. 都市機能誘導区域に関する届出</b></p> <p>(1) 都市機能誘導区域外に必要な届出</p> <p>都市機能誘導区域への誘導施設の立地などを促進するため、届出制度を運用します。</p> <p>届出の対象となる行為</p> <table border="1" data-bbox="248 373 904 509"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>届出対象行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発行為</td> <td>・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合</td> </tr> <tr> <td>建築等行為</td> <td>・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 8.2 都市機能誘導区域外の必要な届出</p>	区分	届出対象行為	開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合	<p><b>2. 都市機能誘導区域に関する届出</b></p> <p>(1) 都市機能誘導区域外に必要な届出</p> <p>都市機能誘導区域への誘導施設の立地などを促進するため、届出制度を運用します。</p> <p>届出の対象となる行為</p> <table border="1" data-bbox="1202 373 1859 509"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>届出対象行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発行為</td> <td>・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合</td> </tr> <tr> <td>建築等行為</td> <td>・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 8.1 都市機能誘導区域外の必要な届出</p>	区分	届出対象行為	開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合	
区分	届出対象行為														
開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合														
建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合														
区分	届出対象行為														
開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合														
建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合														
8-2		8-1													
8-3	<p>(2) 都市機能誘導区域内に必要な届出</p> <p>都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の動向を把握するため、届出制度を運用します。</p> <p>届出の対象となる行為</p> <table border="1" data-bbox="241 1026 936 1114"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>届出対象行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休廃止する場合</td> <td>・都市機能誘導区域内で、当該区域の誘導施設として定められている施設を休止または廃止しようとする場合</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 8.3 都市機能誘導区域内の必要な届出</p>	区分	届出対象行為	休廃止する場合	・都市機能誘導区域内で、当該区域の誘導施設として定められている施設を休止または廃止しようとする場合	<p>(2) 都市機能誘導区域内に必要な届出</p> <p>都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の動向を把握するため、届出制度を運用します。</p> <p>届出の対象となる行為</p> <table border="1" data-bbox="1196 1026 1890 1114"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>届出対象行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休廃止する場合</td> <td>・都市機能誘導区域内で、当該区域の誘導施設として定められている施設を休止または廃止しようとする場合</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 8.2 都市機能誘導区域内の必要な届出</p>	区分	届出対象行為	休廃止する場合	・都市機能誘導区域内で、当該区域の誘導施設として定められている施設を休止または廃止しようとする場合	<p>居住誘導区域と都市機能誘導区域の節順を変更</p>				
区分	届出対象行為														
休廃止する場合	・都市機能誘導区域内で、当該区域の誘導施設として定められている施設を休止または廃止しようとする場合														
区分	届出対象行為														
休廃止する場合	・都市機能誘導区域内で、当該区域の誘導施設として定められている施設を休止または廃止しようとする場合														
		8-2													

# 立地適正化計画 対照表

頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考																																																																																																																																																																																																																																																				
8-4	<p>※都市機能誘導区域に関する届け出の対象施設 都市機能誘導区域内、都市機能誘導区域外で届出の対象施設となる誘導施設は、次のとおりです。</p> <p>表 8.1 都市機能誘導区域に関する届け出の対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">分類</th> <th rowspan="3">施設</th> <th rowspan="3">定義</th> <th colspan="5">誘導施設方針</th> </tr> <tr> <th colspan="3">地域拠点</th> <th colspan="2">沿道拠点</th> </tr> <tr> <th>恵庭駅</th> <th>恵み野駅</th> <th>島松駅</th> <th>国道3号沿道</th> <th>道道46号沿道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療施設</td> <td>病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)</td> <td>・医療法第1条の5第1項に規定する施設(病床数20以上)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>産婦人科</td> <td>・医療法第1条の5第2項に規定する施設</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高齢福祉施設</td> <td>介護等相談施設</td> <td>・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>入所介護施設</td> <td>・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生涯学習施設</td> <td>図書館</td> <td>・図書館法第2条第1項に規定する施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>文化ホール等(市民会館)</td> <td>・ホール機能を有する文化施設</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>社会体育施設(総合体育館)</td> <td>・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>商業施設</td> <td>生鮮食品を扱う小売店舗(店舗面積3,000㎡超)</td> <td>・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡超の生鮮食品を扱う小売店舗</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金融施設</td> <td>銀行、信用金庫、JAバンク</td> <td>・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>市役所本庁舎</td> <td>・地方自治法第4条第1項に規定する施設</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">行政施設</td> <td>その他の庁舎</td> <td>・地方自治法第155条第1項に規定する施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>複合施設</td> <td>・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>活性化拠点施設</td> <td>宿泊施設</td> <td>・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、地域との交流機能や経済の活性化に資する機能を有するもの</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>都市機能誘導区域に立地し維持していく施設</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>都市機能誘導区域に今後誘導していく施設</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>誘導施設に位置付けない施設</td> </tr> </table>	分類	施設	定義	誘導施設方針					地域拠点			沿道拠点		恵庭駅	恵み野駅	島松駅	国道3号沿道	道道46号沿道	医療施設	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	・医療法第1条の5第1項に規定する施設(病床数20以上)	○	○	○	×	×	産婦人科	・医療法第1条の5第2項に規定する施設		●		×	×	高齢福祉施設	介護等相談施設	・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	○	○	○	×	×	入所介護施設	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設	○	○	●	×	×	生涯学習施設	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する施設	○	○	○	×	×	文化ホール等(市民会館)	・ホール機能を有する文化施設	○	×	×	×	×	社会体育施設(総合体育館)	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法	×	×	×	○	×	商業施設	生鮮食品を扱う小売店舗(店舗面積3,000㎡超)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡超の生鮮食品を扱う小売店舗	○	○	○	○	○	金融施設	銀行、信用金庫、JAバンク	・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設	○	○	○	×	×	市役所本庁舎	・地方自治法第4条第1項に規定する施設	○	×	×	×	×	行政施設	その他の庁舎	・地方自治法第155条第1項に規定する施設	○	○	●	×	×	複合施設	・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設	○	○	●	×	×	活性化拠点施設	宿泊施設	・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、地域との交流機能や経済の活性化に資する機能を有するもの	○			×	×	○	都市機能誘導区域に立地し維持していく施設	●	都市機能誘導区域に今後誘導していく施設	×	誘導施設に位置付けない施設	8-3	<p>※都市機能誘導区域に関する届け出の対象施設 都市機能誘導区域内、都市機能誘導区域外で届出の対象施設となる誘導施設は、次のとおりです。</p> <p>表 8.1 都市機能誘導区域に関する届け出の対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">分類</th> <th rowspan="3">施設</th> <th rowspan="3">定義</th> <th colspan="5">誘導施設方針</th> </tr> <tr> <th colspan="3">地域拠点</th> <th colspan="2">沿道拠点</th> </tr> <tr> <th>恵庭駅</th> <th>恵み野駅</th> <th>島松駅</th> <th>国道3号沿道</th> <th>道道46号沿道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療施設</td> <td>病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)</td> <td>・医療法第1条の5第1項に規定する施設(病床数20以上)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>産婦人科</td> <td>・医療法第1条の5第2項に規定する施設</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高齢福祉施設</td> <td>介護等相談施設</td> <td>・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>入所介護施設</td> <td>・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生涯学習施設</td> <td>図書館</td> <td>・図書館法第2条第1項に規定する施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>文化ホール等(市民会館)</td> <td>・ホール機能を有する文化施設</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>社会体育施設(体育館、水泳プール、運動場等)</td> <td>・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>商業施設</td> <td>生鮮食品を扱う小売店舗(店舗面積3,000㎡超)</td> <td>・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡超の生鮮食品を扱う小売店舗</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金融施設</td> <td>銀行、信用金庫、JAバンク</td> <td>・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>市役所本庁舎</td> <td>・地方自治法第4条第1項に規定する施設</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">行政施設</td> <td>その他の庁舎</td> <td>・地方自治法第155条第1項に規定する施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>複合施設</td> <td>・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>活性化拠点施設</td> <td>宿泊施設</td> <td>・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、地域との交流機能や経済の活性化に資する機能を有するもの</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>都市機能誘導区域に立地し維持していく施設</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>都市機能誘導区域に今後誘導していく施設</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>都市機能誘導施設に位置付けない施設</td> </tr> </table>	分類	施設	定義	誘導施設方針					地域拠点			沿道拠点		恵庭駅	恵み野駅	島松駅	国道3号沿道	道道46号沿道	医療施設	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	・医療法第1条の5第1項に規定する施設(病床数20以上)	○	○	○	×	×	産婦人科	・医療法第1条の5第2項に規定する施設		●		×	×	高齢福祉施設	介護等相談施設	・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	○	○	○	×	×	入所介護施設	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設	○	○	●	×	×	生涯学習施設	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する施設	○	○	○	×	×	文化ホール等(市民会館)	・ホール機能を有する文化施設	○	×	×	×	×	社会体育施設(体育館、水泳プール、運動場等)	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法	×	×	×	○	×	商業施設	生鮮食品を扱う小売店舗(店舗面積3,000㎡超)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡超の生鮮食品を扱う小売店舗	○	○	○	○	○	金融施設	銀行、信用金庫、JAバンク	・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設	○	○	○	×	×	市役所本庁舎	・地方自治法第4条第1項に規定する施設	○	×	×	×	×	行政施設	その他の庁舎	・地方自治法第155条第1項に規定する施設	○	○	●	×	×	複合施設	・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設	○	○	●	×	×	活性化拠点施設	宿泊施設	・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、地域との交流機能や経済の活性化に資する機能を有するもの	○			×	×	○	都市機能誘導区域に立地し維持していく施設	●	都市機能誘導区域に今後誘導していく施設	×	都市機能誘導施設に位置付けない施設	<p>居住誘導区域と都市機能誘導区域の節順を変更</p> <p>「都市機能誘導施設」を「誘導施設」に統一</p> <p>社会体育施設の例を総合体育館のみに修正</p>
	分類				施設	定義	誘導施設方針																																																																																																																																																																																																																																																	
地域拠点							沿道拠点																																																																																																																																																																																																																																																	
恵庭駅		恵み野駅	島松駅	国道3号沿道			道道46号沿道																																																																																																																																																																																																																																																	
医療施設	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	・医療法第1条の5第1項に規定する施設(病床数20以上)	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
	産婦人科	・医療法第1条の5第2項に規定する施設		●		×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
高齢福祉施設	介護等相談施設	・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
	入所介護施設	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設	○	○	●	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
生涯学習施設	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する施設	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
	文化ホール等(市民会館)	・ホール機能を有する文化施設	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
	社会体育施設(総合体育館)	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法	×	×	×	○	×																																																																																																																																																																																																																																																	
商業施設	生鮮食品を扱う小売店舗(店舗面積3,000㎡超)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡超の生鮮食品を扱う小売店舗	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																	
金融施設	銀行、信用金庫、JAバンク	・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
	市役所本庁舎	・地方自治法第4条第1項に規定する施設	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
行政施設	その他の庁舎	・地方自治法第155条第1項に規定する施設	○	○	●	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
	複合施設	・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設	○	○	●	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
活性化拠点施設	宿泊施設	・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、地域との交流機能や経済の活性化に資する機能を有するもの	○			×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
○	都市機能誘導区域に立地し維持していく施設																																																																																																																																																																																																																																																							
●	都市機能誘導区域に今後誘導していく施設																																																																																																																																																																																																																																																							
×	誘導施設に位置付けない施設																																																																																																																																																																																																																																																							
分類	施設	定義	誘導施設方針																																																																																																																																																																																																																																																					
			地域拠点			沿道拠点																																																																																																																																																																																																																																																		
			恵庭駅	恵み野駅	島松駅	国道3号沿道	道道46号沿道																																																																																																																																																																																																																																																	
医療施設	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	・医療法第1条の5第1項に規定する施設(病床数20以上)	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
	産婦人科	・医療法第1条の5第2項に規定する施設		●		×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
高齢福祉施設	介護等相談施設	・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
	入所介護施設	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設	○	○	●	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
生涯学習施設	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する施設	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
	文化ホール等(市民会館)	・ホール機能を有する文化施設	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
	社会体育施設(体育館、水泳プール、運動場等)	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法	×	×	×	○	×																																																																																																																																																																																																																																																	
商業施設	生鮮食品を扱う小売店舗(店舗面積3,000㎡超)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡超の生鮮食品を扱う小売店舗	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																	
金融施設	銀行、信用金庫、JAバンク	・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
	市役所本庁舎	・地方自治法第4条第1項に規定する施設	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
行政施設	その他の庁舎	・地方自治法第155条第1項に規定する施設	○	○	●	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
	複合施設	・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設	○	○	●	×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
活性化拠点施設	宿泊施設	・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、地域との交流機能や経済の活性化に資する機能を有するもの	○			×	×																																																																																																																																																																																																																																																	
○	都市機能誘導区域に立地し維持していく施設																																																																																																																																																																																																																																																							
●	都市機能誘導区域に今後誘導していく施設																																																																																																																																																																																																																																																							
×	都市機能誘導施設に位置付けない施設																																																																																																																																																																																																																																																							

頁	新(原案)	頁	旧(素案)	備考																																																													
	<h2>第10章 計画の目標値と進行管理</h2> <h3>1. 定量的な目標値の設定</h3> <p>立地適正化計画は、おおむね5年ごとに施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行います。計画の必要性・妥当性を住民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCAサイクルが適切に機能する計画とするため、定量的な目標値を設定します。</p> <p>目標値の設定は、前述の基本方針に合わせ、<u>住環境・防災・都市機能・公共交通</u>の項目とします。</p> <table border="1"> <tr> <td><b>【住環境】</b></td> <td>居住誘導区域内の人口密度</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th>中間目標値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>令和2(2020)年</th> <th>令和12(2030)年</th> <th>令和22(2040)年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47.5人/ha</td> <td>中間目標値 &gt; 47.2人/ha(推計値)</td> <td>目標値 &gt; 45.4人/ha(推計値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>指標の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値：令和2年国勢調査を元に算出</li> <li>・目標値：「国立社会保険・人口問題研究所(令和5年推計)」の将来人口推計結果に、「恵庭市人口ビジョン2019」における推計値を加味し既存市街地内で算出(新市街地は未考慮)</li> </ul>  <p>図 10.1 居住誘導区域内の人口密度の現状と目標値</p> <table border="1"> <tr> <td><b>【防災】</b></td> <td>住宅の耐震化率</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th>中間目標値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>令和2(2020)年</th> <th>令和12(2030)年</th> <th>令和22(2040)年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>91.5%</td> <td>95%(おおむね解消)</td> <td>次期耐震改修促進計画の目標値</td> </tr> </tbody> </table> <p>指標の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値/目標値：恵庭市耐震改修促進計画(令和4年3月改定)から抜粋し、目標値は次期計画による</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td><b>【防災】</b></td> <td>自主防災組織活動カバー率</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th>中間目標値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>令和2(2020)年</th> <th>令和12(2030)年</th> <th>令和22(2040)年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83.7%</td> <td>91.8%以上(令和7年4月時点)</td> <td>91.8%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>指標の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値/目標値：北海道ホームページ 市町村別自主防災組織活動カバー率を元に算出 全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合</li> </ul>	<b>【住環境】</b>	居住誘導区域内の人口密度	基準値	中間目標値	目標値	令和2(2020)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年	47.5人/ha	中間目標値 > 47.2人/ha(推計値)	目標値 > 45.4人/ha(推計値)	<b>【防災】</b>	住宅の耐震化率	基準値	中間目標値	目標値	令和2(2020)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年	91.5%	95%(おおむね解消)	次期耐震改修促進計画の目標値	<b>【防災】</b>	自主防災組織活動カバー率	基準値	中間目標値	目標値	令和2(2020)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年	83.7%	91.8%以上(令和7年4月時点)	91.8%以上	<h2>第10章 計画の目標値と進行管理</h2> <h3>1. 定量的な目標値の設定</h3> <p>立地適正化計画は、おおむね5年ごとに施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行います。計画の必要性・妥当性を住民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCAサイクルが適切に機能する計画とするため、定量的な目標値を設定します。</p> <p>目標値の設定は、前述の基本方針に合わせ、以下の4項目とします。</p> <table border="1"> <tr> <td><b>指標</b></td> <td>居住誘導区域の人口密度</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th>中間目標値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>令和2(2020)年</th> <th>令和12(2030)年</th> <th>令和22(2040)年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47.4人/ha</td> <td>中間目標値 &gt; 46.5人/ha(推計値)</td> <td>目標値 &gt; 44.2人/ha(推計値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>指標の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値：国勢調査より算出</li> <li>・目標値：将来人口推計結果より既存市街地内で算出(新市街地は未考慮)</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td><b>指標</b></td> <td>①住宅の耐震化率 ②自主防災組織活動カバー率</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準値</th> <th>中間目標値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th></th> <th>令和2(2020)年</th> <th>令和12(2030)年</th> <th>令和22(2040)年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>91.5%</td> <td>95%(おおむね解消)</td> <td>次期耐震改修促進計画の目標値</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>86.7%</td> <td>91.8%以上(令和7年4月時点)</td> <td>91.8%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>指標の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①基準値/目標値：恵庭市耐震改修促進計画より算出</li> <li>②基準値/目標値：総合計画・恵庭市強靱化計画より算出 全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合</li> </ul>	<b>指標</b>	居住誘導区域の人口密度	基準値	中間目標値	目標値	令和2(2020)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年	47.4人/ha	中間目標値 > 46.5人/ha(推計値)	目標値 > 44.2人/ha(推計値)	<b>指標</b>	①住宅の耐震化率 ②自主防災組織活動カバー率		基準値	中間目標値	目標値		令和2(2020)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年	①	91.5%	95%(おおむね解消)	次期耐震改修促進計画の目標値	②	86.7%	91.8%以上(令和7年4月時点)	91.8%以上	<p><b>【住環境】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目名の修正</li> <li>・指標の算定方法の見直しによる数値の修正</li> </ul> <p><b>【防災】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目名の修正</li> <li>・目標値の説明書き追記</li> <li>・指標の算定方法の見直しによる数値の修正</li> </ul>
<b>【住環境】</b>	居住誘導区域内の人口密度																																																																
基準値	中間目標値	目標値																																																															
令和2(2020)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年																																																															
47.5人/ha	中間目標値 > 47.2人/ha(推計値)	目標値 > 45.4人/ha(推計値)																																																															
<b>【防災】</b>	住宅の耐震化率																																																																
基準値	中間目標値	目標値																																																															
令和2(2020)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年																																																															
91.5%	95%(おおむね解消)	次期耐震改修促進計画の目標値																																																															
<b>【防災】</b>	自主防災組織活動カバー率																																																																
基準値	中間目標値	目標値																																																															
令和2(2020)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年																																																															
83.7%	91.8%以上(令和7年4月時点)	91.8%以上																																																															
<b>指標</b>	居住誘導区域の人口密度																																																																
基準値	中間目標値	目標値																																																															
令和2(2020)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年																																																															
47.4人/ha	中間目標値 > 46.5人/ha(推計値)	目標値 > 44.2人/ha(推計値)																																																															
<b>指標</b>	①住宅の耐震化率 ②自主防災組織活動カバー率																																																																
	基準値	中間目標値	目標値																																																														
	令和2(2020)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年																																																														
①	91.5%	95%(おおむね解消)	次期耐震改修促進計画の目標値																																																														
②	86.7%	91.8%以上(令和7年4月時点)	91.8%以上																																																														
10-1		10-1																																																															
10-2																																																																	

# 立地適正化計画 対照表

頁	新 (原 案)	頁	旧 (素 案)	備 考																							
	<table border="1"> <tr> <td colspan="3"><b>【都市機能】</b> 都市機能誘導区域内の誘導施設数</td> </tr> <tr> <td>基準値</td> <td>中間目標値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td>令和7(2025)年</td> <td>令和12(2030)年</td> <td>令和22(2040)年</td> </tr> <tr> <td>27施設</td> <td>29施設</td> <td>31施設</td> </tr> </table> <p>指標の算定方法                      ・基準値：現在立地している誘導施設の数（時点：令和7年3月末現在）                      ・目標値：現在立地している施設を維持しつつ、補足・充実に向けた施設の誘導を図る。                      ※今後誘導していく施設：4施設                      ・地域拠点3駅のいずれか：産婦人科                      ・島松駅：サービス付高齢者住宅、島松支所、島松複合施設</p>	<b>【都市機能】</b> 都市機能誘導区域内の誘導施設数			基準値	中間目標値	目標値	令和7(2025)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年	27施設	29施設	31施設	<table border="1"> <tr> <td colspan="3"><b>指 標</b> 都市機能誘導区域内の誘導施設数</td> </tr> <tr> <td>基準値</td> <td>中間目標値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td>令和7(2025)年</td> <td>令和12(2030)年</td> <td>令和22(2040)年</td> </tr> <tr> <td>27施設</td> <td>29施設</td> <td>31施設</td> </tr> </table> <p>指標の算定方法                      ・基準値：現在立地している誘導施設の数（時点：令和7年3月末現在）                      ・目標値：現在立地している施設を維持しつつ、補足・充実に向けた施設の誘導を図る。                      ※今後誘導していく施設：4施設                      ・地域拠点3駅のいずれか：産婦人科                      ・島松駅：サービス付高齢者住宅、島松支所、島松複合施設</p>	<b>指 標</b> 都市機能誘導区域内の誘導施設数			基準値	中間目標値	目標値	令和7(2025)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年	27施設	29施設	31施設	
<b>【都市機能】</b> 都市機能誘導区域内の誘導施設数																											
基準値	中間目標値	目標値																									
令和7(2025)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年																									
27施設	29施設	31施設																									
<b>指 標</b> 都市機能誘導区域内の誘導施設数																											
基準値	中間目標値	目標値																									
令和7(2025)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年																									
27施設	29施設	31施設																									
10-1	<table border="1"> <tr> <td colspan="3"><b>【都市機能】</b> 公共施設の総量面積削減率</td> </tr> <tr> <td>基準値</td> <td>中間目標値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td>平成27(2015)年</td> <td>令和12(2030)年</td> <td>令和22(2040)年</td> </tr> <tr> <td>259,680.53㎡</td> <td>6%削減</td> <td>9%削減</td> </tr> </table> <p>指標の算定方法                      ・基準値／目標値：恵庭市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）を元に算出                      ※参考 令和7(2025)年度末 公共施設総量：247,208.83㎡（4.8%削減）</p>	<b>【都市機能】</b> 公共施設の総量面積削減率			基準値	中間目標値	目標値	平成27(2015)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年	259,680.53㎡	6%削減	9%削減	10-1													
<b>【都市機能】</b> 公共施設の総量面積削減率																											
基準値	中間目標値	目標値																									
平成27(2015)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年																									
259,680.53㎡	6%削減	9%削減																									
10-2	<table border="1"> <tr> <td colspan="3"><b>【公共交通】</b> エコバス利用者数</td> </tr> <tr> <td>基準値</td> <td>中間目標値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td>令和4(2022)年</td> <td>令和12(2030)年</td> <td>令和22(2040)年</td> </tr> <tr> <td>318千人/年</td> <td>中間目標値≥400千人/年</td> <td>次期地域公共交通計画の目標値</td> </tr> </table> <p>指標の算定方法                      ・基準値／中間目標値：地域公共交通計画（令和6年6月）から抜粋                      ・目標値：地域公共交通計画の計画期間が令和10(2028)年度までであり、目標値は次期計画による</p>	<b>【公共交通】</b> エコバス利用者数			基準値	中間目標値	目標値	令和4(2022)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年	318千人/年	中間目標値≥400千人/年	次期地域公共交通計画の目標値	10-2	<p>【都市機能】                      ・項目名の修正                      ・財政状況に関する目標値として公共施設の総量面積削減率を追加</p> <p>【公共交通】                      ・項目名の修正                      ・地域公共交通計画の策定年次を追記</p>												
<b>【公共交通】</b> エコバス利用者数																											
基準値	中間目標値	目標値																									
令和4(2022)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年																									
318千人/年	中間目標値≥400千人/年	次期地域公共交通計画の目標値																									

# 恵庭市立地適正化計画 今後の主なスケジュール（案）

## ●スケジュール

令和8年 2月16日	恵庭市都市計画審議会（原案報告）
令和8年 3月末	市決定
令和8年 4月～	届出制度 周知
令和8年 7月	届出制度 運用開始